

第16 避難器具（令第25条、規則第26条及び第27条）

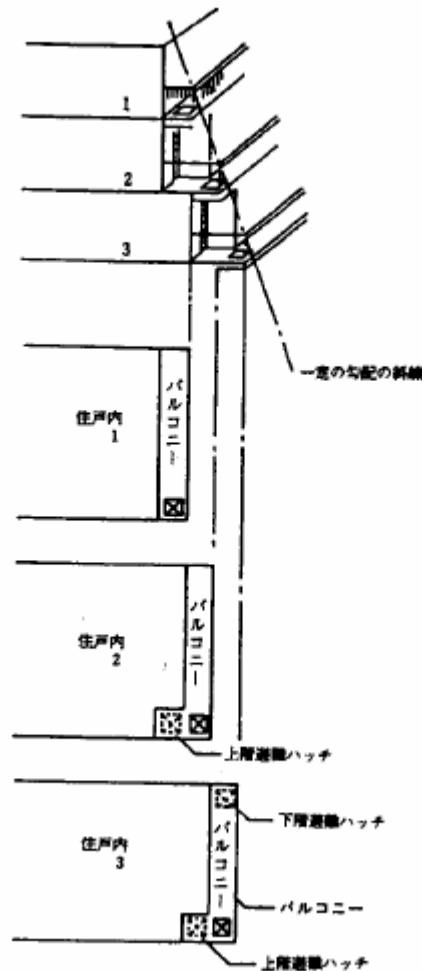
1 避難器具用ハッチ

避難器具用ハッチは、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年4月16日消防庁告示第2号）に適合するものであること。

2 セットバックしている階への設置方法

防火対象物の階が斜線制限等によりセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、原則として、次のいずれかによることができる。

- (1) 避難器具用ハッチに格納した金属製はしごによる方法
第16-1図の例により設けること。



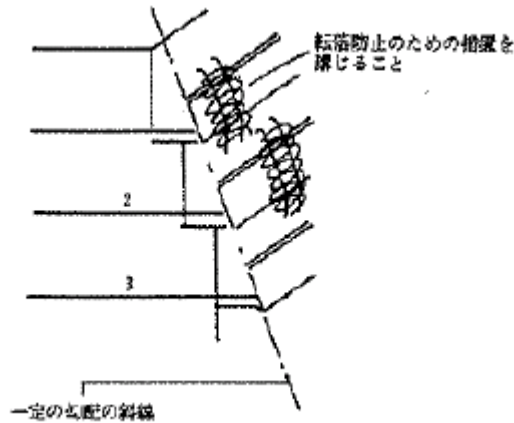
第16-1図

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

(2) 固定はしごによる方法

第16-2図の例により、1階層ごとに下降できるように設定すること。



第16-2図

3 避難器具の機器選定等

- (1) 規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定品とすること。◆
- (2) 避難器具の選定にあたっては、防火対象物の用途、構造、形態及び収容人員等を考慮し、迅速かつ、円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。

4 避難上有効な開口部を有しない壁の区画

(1) 階段の個数の算出

令第25条第1項第5号の規定する地上に直通する階段の個数の算出については、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下この項において「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

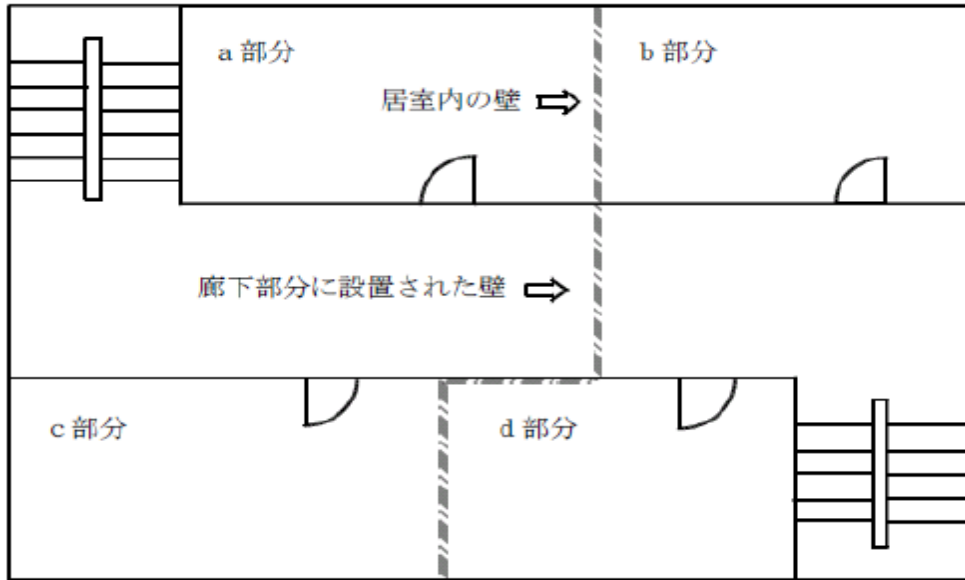
(2) 収容人員の算定

ア 令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

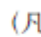
イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。◆

(3) 区画された部分の取扱い

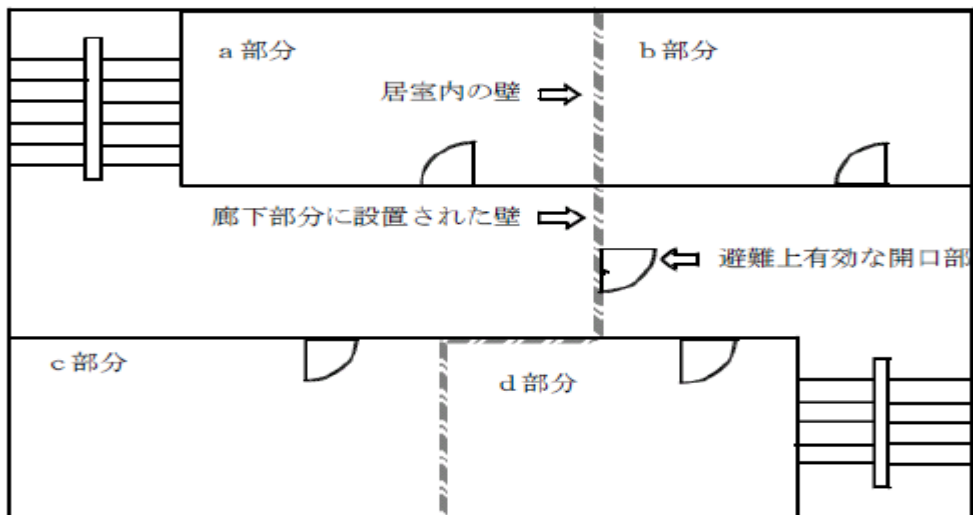
区画された部分の具体例は、第16-3図及び第16-4図によるものであること。



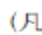
※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

(凡例)  避難上有効な開口部を有しない壁

第16-3図 区画された部分の直通階段が1の場合



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能

(凡例)  避難上有効な開口部を有しない壁

第16-4図 区画された部分の直通階段が2の場合

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

5 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有する金属製避難はしごとして型式承認を受けたもののほか、次のすべてに適合する取付金具に設ける緩降機であること。
 - ア 組み立てる際に、過度な飛び出し及び反動等がなく安全に操作できるもの
 - イ 調速機の安全環が取付金具のアームの先端の吊輪に確実に取り付けられているもの
 - ウ 当該取付金具の使用方法を示す標識が取付金具付近に取り付けられているもの
 - エ ほこり等の保護のためカバーをする場合は、ビニール等の簡単に取り外せるもの
 - オ 当該取付金具の操作に支障のない位置に設けられているもの

6 設置位置等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第16-1表、第16-2表、第16-3表によるほか、次によること。

- (1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製はしごを除く。）
 - ア 側面の部分に設ける取付部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
 - イ つり下げ式のものは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の側面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が側面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書きの降下に支障のないものとして取り扱って支障ない。
 - ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。
 - エ 降下空間と架空電線との間隔は、1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は、2m以上とすること。
 - オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築

物の外壁に沿ったからぼりをいう。)の部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(1)イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等の外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床1.8m以上の位置であること。

カ 避難器具用ハッチを設置する場合、当該はしごに面した開口部については、防火設備を設置すること。◆ (H27.3追加)

(3) 緩降機

前(1)ア及びエを準用するほか、次によること。

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

(4) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く）

ア 斜降式救助袋

前(1)ア及びエを準用するほか、次によること。

(ア) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(イ) 袋本体の下部出口部の降着面からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

イ 垂直式救助袋

袋本体の下部出口部と降着面との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

ウ 避難器具用ハッチに格納した救助袋

前(1)ウ及び前(2)イからオを準用すること。

(5) 滑り台

前(1)ア及びエを準用するほか、次によること。

滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(6) 滑り棒

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

前(1)ア及びエを準用するほか、次によること。

すべり棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

(7) 避難ロープ

前(1)ア、ウ、及びエを準用すること。

(8) 避難橋

前(1)エを準用するほか、次によること。

ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。

ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。

(ア) 避難橋の幅は、60cm以上とすること。◆

(イ) アルミニウム等、高温により溶解しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。◆

(ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。◆

(エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。

(オ) 避難橋付近の適宜の場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱を設けておくこと。◆

エ 公共用道路上空に設置する場合は、前ウを準用するほか、次によること。

(ア) 転倒式、伸長式、回転式の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。◆

(イ) 移動式の避難橋は、その一端を、ブランケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、容易に架設操作ができるようにしておくこと。◆

(ウ) 前(イ)の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5m未満の道路とすること。

(9) 避難用タラップ

前(1)エ、オ及び(2)オを準用するほか、次によること。

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(10) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。◆

7 避難器具設置及び減免基準

(1) 防火対象物の用途及び階に適応する避難器具の種類

階 防火対象物	地階	2階	3階	4階又は 5階	6階以上の 階(11階以 上の階)
① (6)項の防火対象物で収容人員が20人以上のもの	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 緩降機 避難橋 救助袋	滑り台 緩降機 避難橋 救助袋	滑り台 避難橋 救助袋
② (5)項の防火対象物で収容人員が30人以上のもの ③ (1)項～(4)項、 (7)項～(11)項の 防火対象物で収容 人員が50人以上の もの	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋
④ (12)項及び (15)項の防火対象 物で収容人員が地 階、無窓階100人 以上、その他の階 150人以上のもの	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋
⑤ すべての防火 対象物で3階【(2) 項、(3)項にあって は2階】以上の階 のうち避難階又は 地上に直通する階 段が2未満のもの で収容人員が10人 以上のもの		滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 避難用タラップ 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋	滑り台 避難はしご 緩降機 避難橋 救助袋

※ 4階以上の階に適応する避難はしごとは、金属製固定はしご又はマンホールに組み込まれた金属製のつり下げはしご(令別表第1、(5)項、(7)項、(8)項、(11)項及び(15)項に限る。)をバルコニー等を設置したものをいい、これらは、同一垂直線上にならないように設

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

けなければならない。

(2) 設置数

①②及び⑤に掲げる防火対象物の階にあっては、収容人員が100以下のときは1個以上100人を超えるときは1個に100人までを増すごとに1個を加えた個数以上

$$\text{階単位に } 1 + ((\text{収容人員} - 100) \div 100)$$

③に掲げる防火対象物の階にあっては、収容人員が200以下のときは1個以上200人を超えるときは1個に200人までを増すごとに1個を加えた個数以上

$$\text{階単位に } 1 + ((\text{収容人員} - 200) \div 200)$$

④に掲げる防火対象物の階にあっては、収容人員が300以下のときは1個以上300人を超えるときは1個に300人までを増すごとに1個を加えた個数以上

$$\text{階単位に } 1 + ((\text{収容人員} - 300) \div 300)$$

(3) 設置個数の一部減免の条件

表の左欄の条件を満足する防火対象物の階については、必要とする避難器具の数から右欄の数を減ずることができる。この場合において、減ずる数が1に満たないときは、避難器具を設置しないことができる。

免 除 の 条 件		免除できる個数
1	建基令第123条に規定する屋外避難階段、特別避難階段又は屋内避難階段で消防長官が定める部分を有するものが設けられた階（図1、図2）	左欄に該当する階段の合計の数
2	主要構造部が耐火構造の防火対象物で次のすべてに該当する渡り廊下が設けられた階（図3） (1) 耐火構造又は鉄骨造であること。 (2) 渡り廊下の両端に自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸（シャッターを除く）が設けられていること。 (3) 避難、通行及び運搬の用途以外供しないこと。	渡り廊下の数に2を乗じて得た数（渡り廊下で連絡する防火対象物のそれぞれの階が免除される）
3	主要構造部が耐火構造の防火対象物の屋上広場に避難橋が設けられ次のすべてに該当する場合における屋上広場の直下階 (1) 屋上広場の有効床面積が100㎡以上あること。 (2) 屋上広場に面する窓及び出入口に特定設備である防火戸又は鉄製網入ガラスが設けられ、かつ、当該出入口から避難橋への経路が避難上支障がないこと。 (3) 避難橋に通ずる経路に設けられた扉は避難の際、容易に開閉できること。 (4) 屋上広場と当該直下階は、2以上の避難階段又は特別避難階段で連絡していること。	避難橋の数に2を乗じて得た数

図1 バルコニー型特別避難階段の例

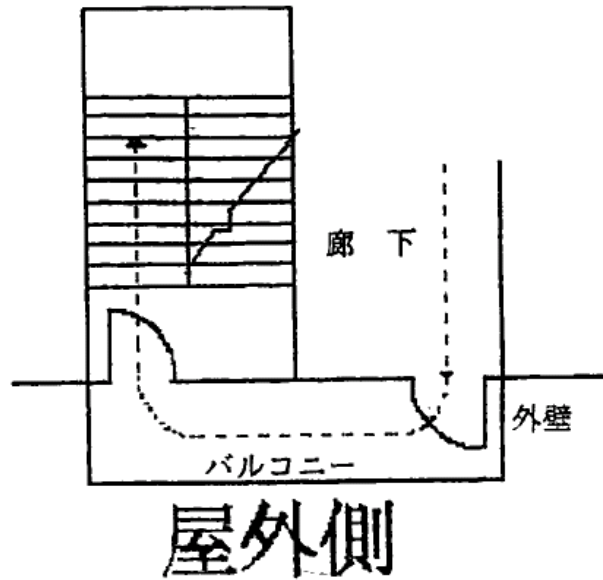


図2 屋内避難階段の例

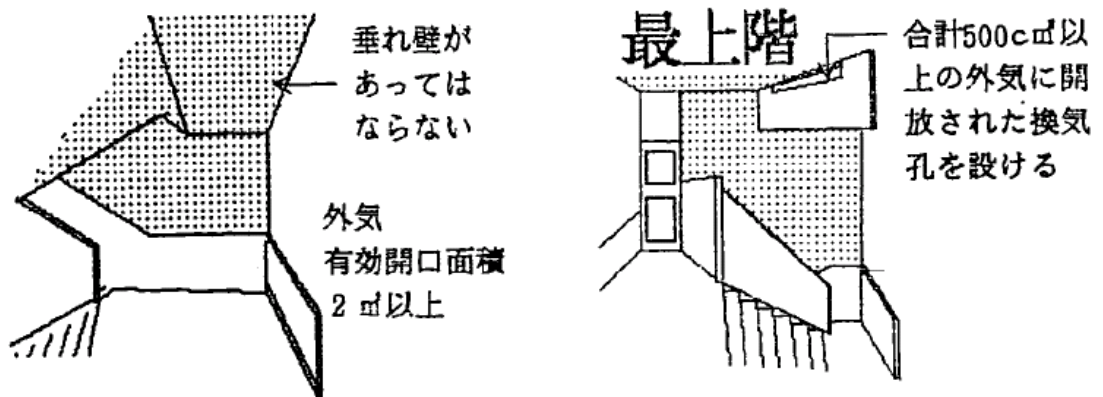
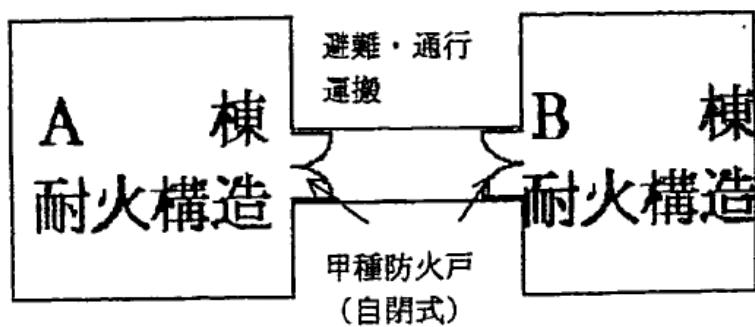


図3 渡り廊下が設けられた階の例



第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

(4) 設置の免除の条件 (1)

表の右欄の区分による防火対象物のそれぞれが○印で示す左欄の条件を満足するときは、当該防火対象物の階に避難器具を設置しないことができる。

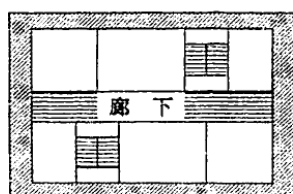
免 除 の 条 件	防火対象物の区分		
	(1)項から (8)項まで	(9)項から (11)項まで	(12)項及 び(15)項
主要構造部を耐火構造としたものである。	○	○	○
バルコニーその他これらに準ずるものが避難上有効に設けられているか、又は2以上の直通階段が相互に隔たった位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分から2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうち2以上のものに到達できるように設けられていること。	○	○	○
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備がその階の主たる用途に供するすべての部分に令第12条に定める技術上の基準に従い、若しくは、その技術の基準の例により設けられていること。	○	○	—
開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス戸を設けた耐火構造の壁又は床で区画され、かつ、この区画された部分の収容人員が、令第25条第1項各号に定める人数未満であること。	○	—	—

※1 バルコニーその他これらに準ずるものの例を図に示す。

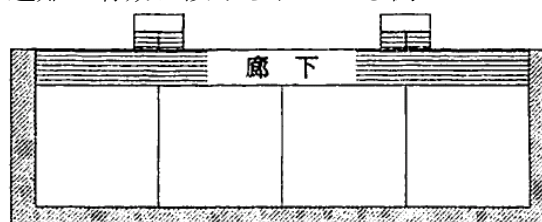
※2 「あらゆる部分から」とは居室の出入り口からをいうものである。

※3 「2以上異なった経路によりこれらの直通階段の2以上に到達できる」を図に示す。

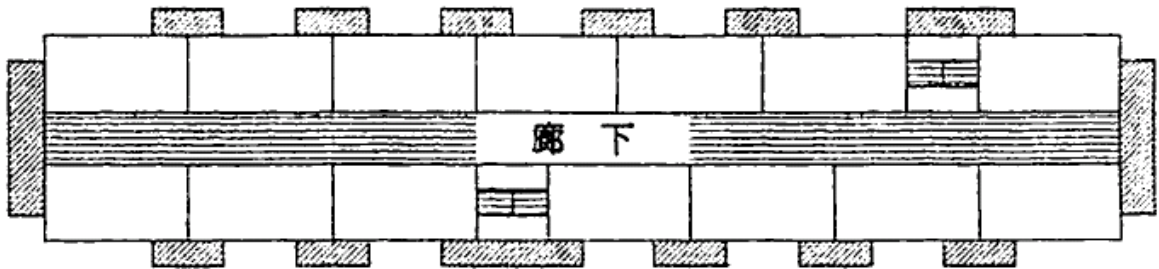
図 バルコニーその他これらに準ずるものが避難上有効に設けられている例



建物の周囲に設けられた例



建物の居室の外気に面する部分に設けられ
2以上の階段に通ずる例



建物の居室を相互に連絡できるように設けられた例

※ア バルコニーその他これらに準ずるものとは、バルコニー（開放廊下も含む）は耐火造、その周囲に110 cm以上の手すり壁、さく、又は金網を堅固して設けたもの。

※イ その他これらに準ずるものとは、庇、床、又は構造体の突出部が、これらに該当し次によること。

(ア) 傾斜のある場合

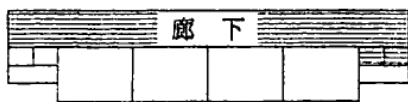
避難時に予想される荷重に充分耐え、かつ、その上面の傾斜（内側にある場合を除く）が、 $1/10$ 以下で幅（幅は外壁又は柱等の外面から測るものとする。）を80 cm以上とし、その周囲に高さ110 cm以上の手すり、壁、さく若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さ90 cm前後の手すり棒を設けたものであること。

(イ) 傾斜のない場合

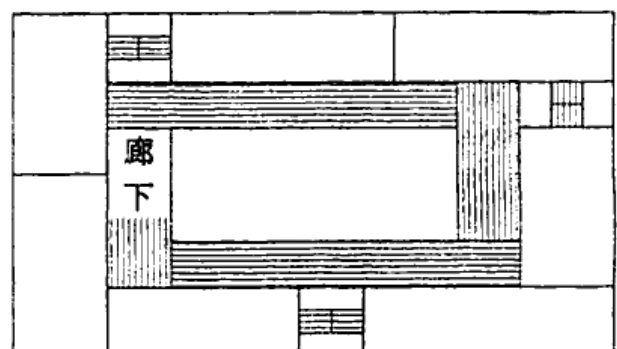
避難時に予想される荷重に十分耐えるその幅は、50 cm以上のものであること。

ただし、幅が80 cm未満の場合には、前(ア)の手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

図 2以上異なった経路により直通階段のうち2以上のものに到達できる例



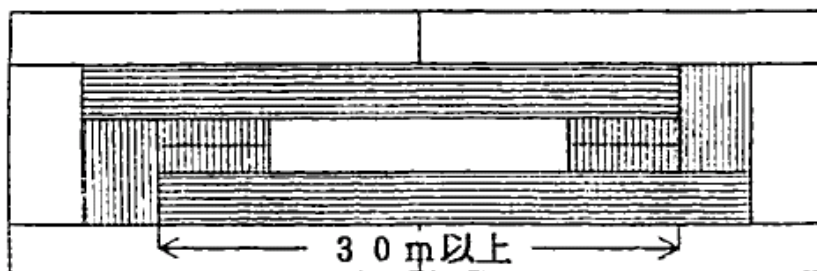
建物両側に直通階段が設けられた例



建物の周囲（内側を含む）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても2方向避難が可能な直通階段が設けられた例

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具



建物の中央部（コア）に階段が隔てられ（30m以上）設けられて2方向避難が可能な例

(5) 設置免除の条件 (2)

表の I 又は II の条件のいずれかを満足する防火対象物の階に避難器具を設置しないことができる。

免 除 の 条 件	
I	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部が耐火構造であること。 2 居室の外気に面する部分にバルコニーその他これらに準ずるもの（令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物にあってはバルコニーに限る）が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニーその他これらに準ずるものから地上に通ずる階段その他避難のための設備（令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物にあっては階段に限る。）若しくは器具が設けられ、又は他の建築物に通ずる設備若しくは器具が設けられていること。
II	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部が耐火構造であること。 2 居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の直通階段に面する開口部には特定防火設備である防火戸（防火シャッターを除く）で随時開くことができる自動閉鎖付のもの又は、次の構造を有するものを設けたものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができること。 (2) 直接手で開くことができ、かつ、自動的閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び床面からの高さが、それぞれ75cm以上1.8m以上及び15cm以下であること。 3 直通階段が建基令123条（第1項第6号、第2項第2号及び第3項第9号を除く。）に定める構造のもの（同条第1項に定める構造のものにあっては消防長官が定める部分を有するものに限る。）であること。【屋内階段等の部分平成14年消防庁告示第7号】 4 収容人員は30人未満であること。

(6) 設置免除の条件 (3)

令別表第1の(2)、(3)、(7)～(12)、(15)項の用途に供する階が、次のア～ウに該当する場合には当該階には避難器具を設置しないことができる。

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物の屋上広場の直下階であり、屋上広場の面積が、1,500 m²以上であること。

イ 屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸が設けられていること。

ウ 屋上広場から避難階又は地上に通ずる直通階段で建基令第123条に規定する避難階段(屋外に設ける及び屋内に設けるもので消防長官が定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段としたものその他避難のための設備又は器具が設けられたものが2以上設けられていること。

8 その他

(1) 避難器具用ハッチの施錠について 【S60. 1. 10】

避難用器具のハッチに防犯用のため鍵をつけるのが見受けられるが、このことについては、下記の条件で認める。

ア Key Boxの色は、赤とすること。

イ Key Boxの設置場所は、避難器具の付近とすること。

ウ Key Boxの設置高さは、1.5m以上2.0m以下とすること。

(2) 既存学校の非常放送設備及び避難器具について 【S63. 8. 16】

昭和62年9月18日付宮消予第233号既存防火対象物の対応策について(通知)を適用すること。

(3) 避難器具の設置方法について 【H3. 6. 11】

設置の場所については、合議すること。

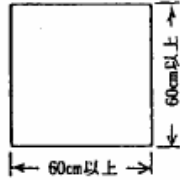
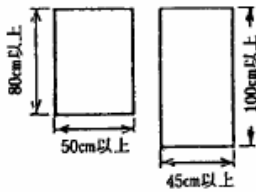
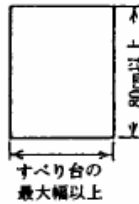
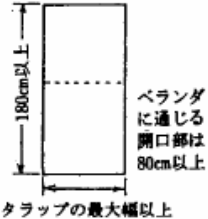
(4) 避難器具の設置について 【H7. 11. 14】

バルコニー等が狭い場所等については、横向き、後ろ向き設置についても指導していくこと。(基準どおりの設置した場所、手すりに接触し転倒することが予想されるため。)

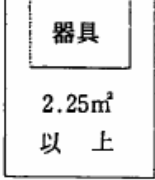
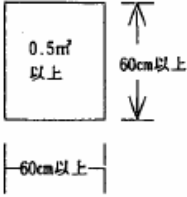
第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

第16-1表 開口部の大きさ

避難器具の種類	開口部の大きさ	
<p>救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ60cm以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p>	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) 緩降機 滑り棒 避難ロープ</p>	<p>○ 高さ 80cm以上 幅 50cm以上 又は 高さ 100cm以上 幅 45cm以上 ○ 取付部の開口部を床面に設ける場合直径50cm以上の円が内接できるものであること。</p>	<p>または</p> 
<p>滑り台</p>	<p>高さ 80cm以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	
<p>避難用タラップ 避難橋</p>	<p>高さ 180cm以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上 ただし、ベランダ等を経てタラップに通じる開口部は、高さ80cm以上</p>	

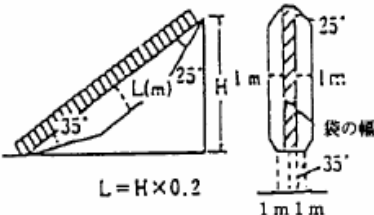
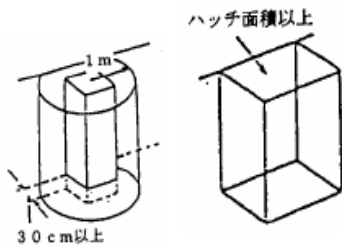
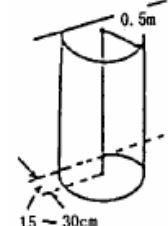
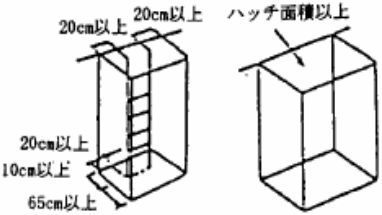
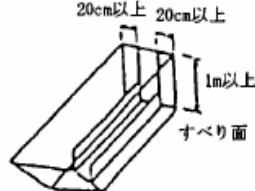
第16-2表 操作面積

避難器具の種類	操 作 面 積	
救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	おおむね幅1.5m、奥行1.5m(器具の設置部分を含む。)であること。ただし、操作面積に支障のない範囲(2.25㎡)内で形状を変えることができる。	
避 難 は し ご 緩 降 機 救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑 り 棒 避 難 ロ ー プ	0.5㎡以上(当該器具を除く。)であること。ただし、一辺の長さは、それぞれ60cm以上であること。	
滑 り 台 避 難 用 タ ラ ッ プ 避 難 橋	当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。	

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第16 避難器具

第16-3表 降下空間の大きさ

避難器具の種類	降下空間の大きさ
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、壁面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、30cm(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から50cm(突起物が入り口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上とすることができる。</p>  <p style="text-align: center;">$L = H \times 0.2$</p>
<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁面との間隔は30cm以上(ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は50cm(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上。避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内。</p> 
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、10cm以内の避難上支障のない突起物又は10cmを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じてあるものは、降下空間内に含めて差し支えない。</p> 
<p>避難はしご</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に20cm以上及び器具の前面から奥行65cm以上で地盤その他降着面までの角柱形内。避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内。</p> 
<p>滑り台</p>	<p>滑り台から上方1m以上及び滑り台の両端から外方向に20cmの範囲内。半固定式は操作のできるものであること。</p> 

<p>避難用タラップ 避難橋</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上の範囲内。 半固定式は操作のできるものであること。</p>	
<p>避難ロープ 棒</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、避難ロープにあっては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>	

第17 誘導灯及び誘導標識（令第26条、規則第28条から規則第28条の3）

1 用語の定義

- (1) 規則第28条の2に定める「居室」とは、建基法第2条第4号に定める居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室のほか駐車場、車庫、機械室及び倉庫等これらに相当する室内をいう、ただし、建基法第2条第4号に定めるもの以外については使用実態（人が常時いない場合等）に応じて判断すること。
- (2) 規則第28条の2に定める「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。
- ア 避難階：屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- イ 避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- (3) 規則第28条の2に定める「容易に見とおしできる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないこと。
- ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより（概ね3m程度）出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとする。
- (4) 規則第28条の3第3項第1号ロに定める「直通階段の出入口」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその附室の出入口をいう。
- (5) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、建基令の技術基準に適合していること。
- (6) 規則第28条の3第3項第2号に定める「通路」とは、条例第40条（キャバレー等の避難通路）及び第41条（百貨店等の避難通路等）に定める避難通路及び不特定多数の者の使用する避難経路となる居室内の通路のほか、駐車場、倉庫、作業所等で人の通行のために設定された通路をいう。
- (7) 規則第28条の3第4項第10号に定める「乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路」とは、乗降場に存する旅客等が屋外に避難するまでの経路をいうものとする。また、法定積載荷重を超えても踏み段が降下しない構造等の一定の安全措置を講じたエスカレーターが避難経路の一部に該当する場合は、当該エスカレーターを含むものとする。
- (8) 平成11年告示第2号 第3第1号（3）及び第3の2第4号に定める「性能を保持するために必要な照度」については、以下のとおりとする。
- ア 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、100ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度が確保できる照度をいう。
- イ 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル以

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

上となる場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の表示面が300ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

ウ 規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が75ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

(9) 平成11年告示第2号第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示」とは、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等をいう。

2 規則第28条の2に定める誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

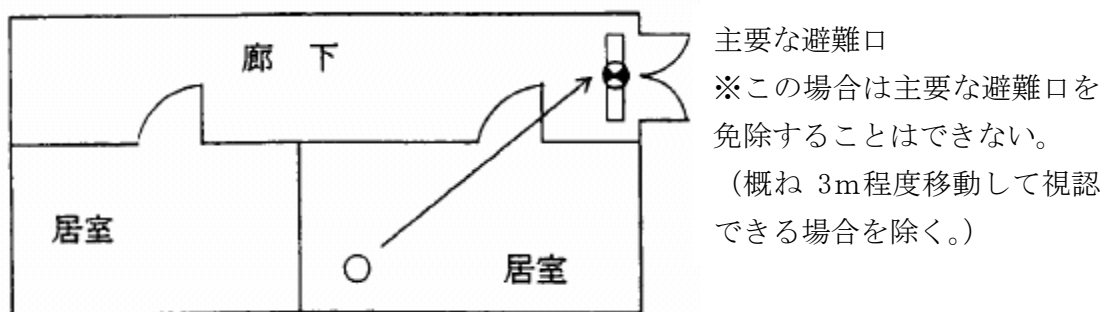
(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

イ 地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、免除要件の対象外であること。

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。

ただし、人が若干移動することにより（概ね3m）出入口または誘導灯を視認できる場合を除く。



エ 規則第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第1項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

オ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別紙1のとおりであること。

(1の2) 避難階にある居室（規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号関係）

ア 設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するもの

であること。

イ 地階及び無窓階に存する居室であっても、免除要件に適合すれば免除の対象となること。

ウ 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものとする。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は当該居室以外の他の部分からの避難には当たらないものであること。

エ 上記ウの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、次式により、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

Dは、避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（単位メートル）

hは、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（単位メートル）

【算定例】

避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が30メートルとなる場合

$$30 \leq 150 \times h \quad \rightarrow \quad h \geq 30 \div 150 = 0.2$$

表示面縦寸法：0.2メートル以上

オ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別紙1の2のとおりであること。

(2) 階段又は傾斜路に設けるもの

階段又は傾斜路のうち、通路誘導灯を免除する場合には、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の表示等が設けられていること。

3 誘導灯の設置・維持について

(1) 誘導灯の区分

ア 設置場所及び主な目的

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所） *直近の避難上有効な箇所とは、避難口から概ね3m以内とする	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

		階段又は傾斜路に設けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ・令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席 ・上記に掲げるほか客席を有するものには設置することが望ましい 	避難上必要な床面照度の確保	

イ 表示面の縦寸法と表示面の明るさ（＝表示面の平均輝度×面積）

区分	表示面の縦寸法(メートル)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上
	B級	0.2以上0.4未満
	C級	0.1以上0.2未満
通路誘導灯	A級	0.4以上
	B級	0.2以上0.4未満
	C級	0.1以上0.2未満

ウ 平均輝度の範囲

電源の別	区分	平均照度(カンデラ毎平方メートル)	
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上 800未満
		B級	250以上 800未満
		C級	150以上 800未満
	通路誘導灯	A級	400以上1000未満
		B級	350以上1000未満
		C級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上 300未満	
	通路誘導灯	150以上 400未満	

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が、次の(イ)又は(イ)に定める距離以下となる範囲であること。

(イ) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区分		距離(メートル)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級*		15

通路誘導灯	A級	20
	B級	15
	C級	10

*避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと（平成11年3月17日付け消防庁告示第2号第5第1号（六）イただし書）。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位：メートル）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5メートル

$$150 \times 0.5 = 75 \text{メートル}$$

b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面縦寸法：0.3メートル

$$100 \times 0.3 = 30 \text{メートル}$$

c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法：0.5メートル

$$50 \times 0.5 = 25 \text{メートル}$$

イ 前アにかかわらず、誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10メートル以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙2のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

誘導灯は、各階ごとに次に定めるところにより設置することとし、その具体的な例図は別紙3及び4のとおりであること。

ア 避難口誘導灯は、次に掲げるところにより設置すること。

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）に設けること。

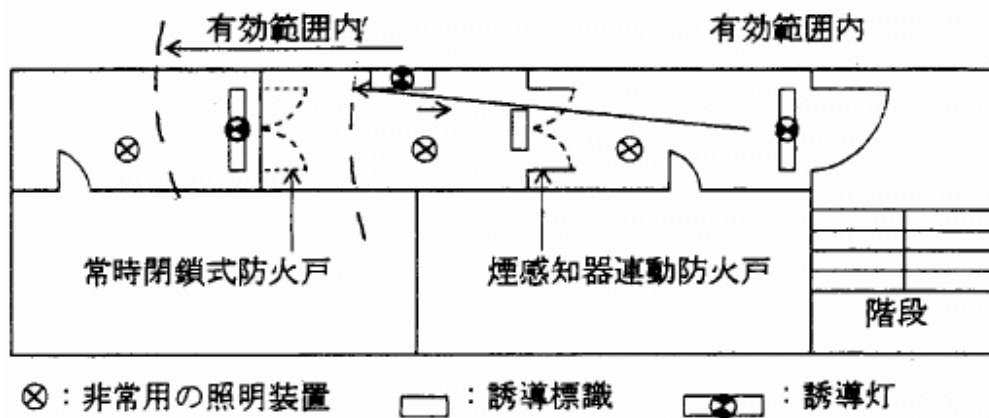
第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

- (イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）に設けること。
- (ウ) 前(ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設置すること。ただし、次のすべての要件に適合する居室の出入口を除く。
- ア 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
 - イ 当該居室の床面積は、100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であること。
- (エ) 前(ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所に設けること。

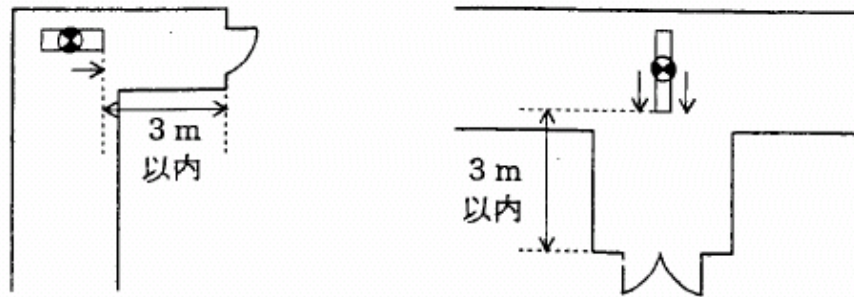
ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度（当該防火戸の床面における照度が1ルクス以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

なお、ただし書きを適用する場合の通路誘導灯は、当該誘導標識に係わらず避難口誘導灯又は通路誘導灯の有効範囲内に存する必要があること。

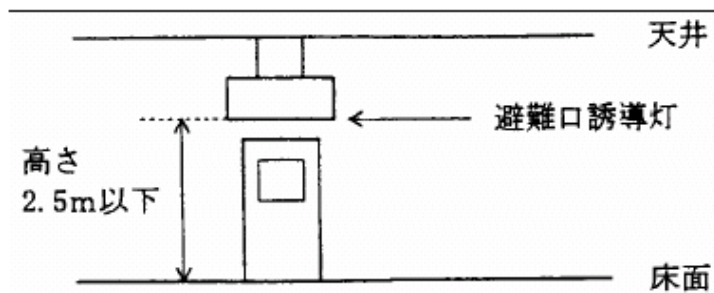


- (オ) 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。
- (カ) 表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、廊下等から曲折して避難口に至る場合（避難口から概ね3m以内）にあつては、矢印付のものを設置し、表示面が避難方向と対面するよう設けること。（ただし、C級は設置不可）

*矢印付き

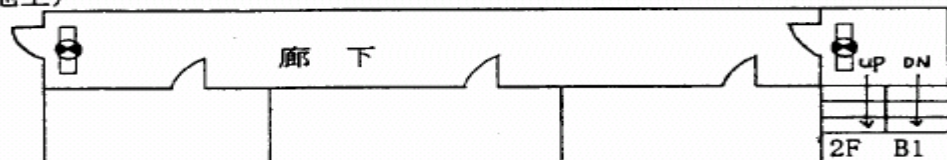


- (キ) 避難口誘導灯の取付高さは、1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。◆
ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。
- (ク) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること◆



- (ケ) エスカレーター区画内からの出入口は、規則第28条の3第3項第1号ハに該当するものとする。
- (コ) 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。◆
- (ク) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口（地階又は中間階が無窓階により階単位で設置義務となる場合を含む。）には、設置すること。◆

屋外（地上）



- (シ) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

イ 通路誘導灯

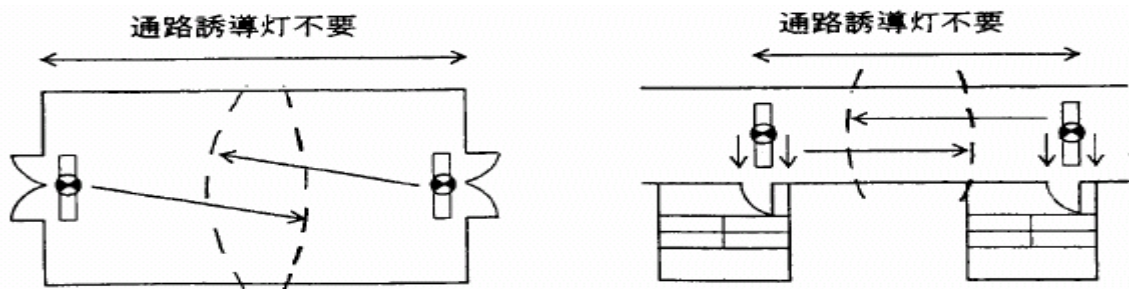
通路誘導灯の設置計画にあっては、曲り角に設置し避難口誘導灯の有効範囲を考慮し

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

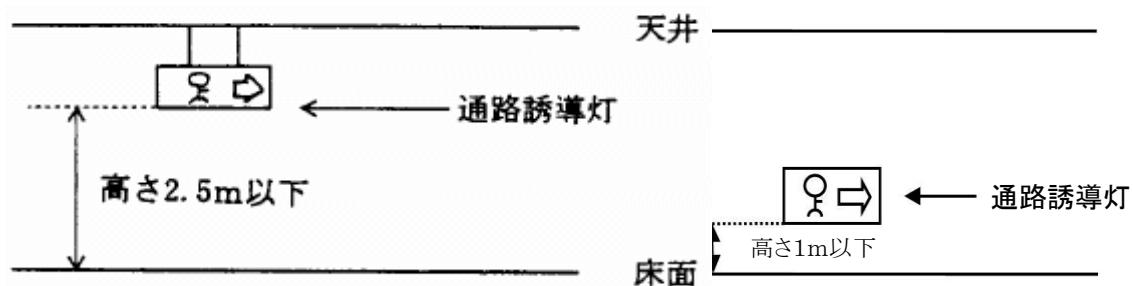
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

て設置すること。

- (ア) 曲り角に設げること。
- (イ) 前ア(ア)及び(イ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に設げること。
- (ウ) 前(ア)及び(イ)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設げること。
- (エ) 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を要しないこと。



- (オ) 床面に埋込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とするとともに、耐久性を十分考慮すること。
- (カ) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設げること。
- (キ) 通路誘導灯の取付高さは、気付きやすさ等を考慮して、床面から誘導灯下部までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。◆ なお、規則第28条の3第4項第3号の2により設置する場合は、床面から誘導灯下部までの高さが、1m以下となるように設置すること。（下図によるほか、別紙4の2によること。）



- (ク) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

ウ 客席誘導灯

- (ア) 客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設げること。
- (イ) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設げること。

- (ウ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、避難上必要な床面照度が得られること。
- (エ) 客席を壁、床面等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において、避難上必要な床面照度を得られるよう設置すること。
- (オ) 客席誘導灯は、避難上障害とならないように設置すること。
- (カ) 壁、床等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

- (ア) 当該防火対象物が無人である場合
- (イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合
- (ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合
- (エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6によること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとしてきしつかえないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16)の2項又は(16)の3項に掲げる防火対象物	○A級	○A級
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの	○B級（表示面の明るさが20以上（BH形）のもの又は点滅機能を有するもの）	○B級（表示面の明るさが25以上（BH形）のもの） ※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級	○A級
	○B級	○B級
	○C級	○C級

* 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（規則第28条の3第4項第6号イ）。

* B級にあつては、さらに細分化されていることに注意すること。

ア B級BH形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ以上、通路誘導灯は25カンデラ以上のもの

イ B級BL形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ未満、通路誘導灯は25カンデラ未満のもの

(6) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 点滅機能又は音声誘導機能は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等は、別紙7によること。

ウ 次に掲げる防火対象物又はその部分には、点滅機能、音声誘導機能又は点滅音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。

(ア) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分◆

(イ) 百貨店、ホテル、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分◆

(ウ) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口◆

(エ) 宮崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年12月26日規則67号）「別表第2、19緊急時の設備」に定める防火対象物（別紙8参照）

(7) 誘導灯の構造及び性能

規則第28条の3第6項に規定する誘導灯は、認定品とすること。

4 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

ア 前期1(8)の「性能を保持するために必要な照度」は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に、蓄光材料の励起に必要となる紫外線等の強度）に応じて異なるものであることから、表1の例により試験データを確認する等して、こ

これらの組合せが適切なものとなるようにする必要があること。これに当たり、主な光源の種別に応じた留意点等は次のとおりであること。

- (ア) 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200ルクス以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が100ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度となるものとみなしてさしつかえないこと。
- (イ) 最近開発・普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある（例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等）ことから、特に留意する必要があること。
- イ 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求める趣旨のものではないこと。
- ウ なお、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあつては、誘導灯（又は後記5の「光を発する帯状の標示」等）により誘導表示を行うことが必要であること。

(3) 誘導標識の設置位置等

- ア 避難口誘導標識の設置にあつては、避難口誘導灯の例により設けること。
- イ 附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。



- ウ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、次の箇所に設けること。
 - (ア) 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が、7.5メートル以下となる箇所
 - (イ) 曲がり角
- エ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に設けること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第26条第3項）。
- オ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。
- カ 扉、床等に塗料を用いて、誘導標識に準じ表示したものにあっては、誘導標識とみなし取り扱うこと。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

キ 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号で定める通路誘導灯を補完するために設けられる通路蓄光式誘導標識については、平成11年告示第2号第3の2の規定によるほか、次によることとし、具体的な例図にあっては別紙4の2のとおりであること。

(ア) 平成11年告示第2号第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、通路蓄光式誘導標識下部までの高さが1メートル以下の避難上有効な箇所をいうものとする。

(イ) 通路誘導灯の直下付近に設けること。◆

(ウ) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、通路蓄光式誘導標識を設けること。この場合において、通路蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（平成11年告示第2号別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

(エ) 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして通路蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、通路蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、次によること。

(ア) 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、認定品を、認定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。認定品でないものを設ける場合にあつては、耐摩耗性や耐水性について認定基準と同等（別紙9）の性能を有しているものであること。◆

(イ) 避難口に設ける避難口蓄光式誘導標識については、蓄光材料が誘導標識の縁の部分についていることで、より明確に誘導標識を認識することができるため、縁の部分も光る枠有りのものを設けること。◆

枠有り



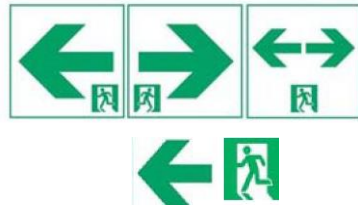
枠無し



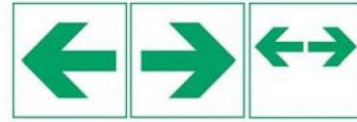
(ウ) 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号で定める通路誘導灯を補完するために設ける通路蓄光式誘導標識については、他の誘導表示と混同しないようにピクトグラムの入ったものとするほか、標識の大きさが120ミリメートル×120ミリメートル以上又は短辺100ミリメートル以上・面積300平方センチメートル以上となるものを設けるこ

と。◆

ピクトグラムが入っているもの



ピクトグラムが入っていないもの



5 光を発する帯状の標示の設置・維持について

光を発する帯状の標示の設置・維持については、次によることとし、具体的な例図にあつては別紙4の2のとおりであること。

(1) 光を発する帯状の標示の設置位置等

ア 光を発する帯状の標示にあつては、当該標示下部までの高さが1メートル以下となるように設けること。

イ 光を発する帯状の標示を設ける場合にあつては、曲がり角等の必要な箇所に通路高輝度蓄光式誘導標識を設けること。◆

(2) 光を発する帯状の標示の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、性能評定品を、性能評定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。性能評定品でないものを設ける場合にあつては、耐摩耗性や耐水性について性能評定基準と同等（材質等により性能評定基準が異なるため、製品ごとに個別に判定する。）の性能を有しているものであること。◆

ウ 停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあつては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、次式により求めた値を確保すること。

$$L' \geq L 100 / d'$$

L' ：当該標示の表面における平均輝度（単位ミリカンデラ毎平方メートル）

L ：2（単位ミリカンデラ毎平方メートル）

d' ：当該標示の幅（単位ミリメートル）

【算定例】

使用する光を発する帯状の標示の幅が10ミリメートルの場合

$$L' \geq 2 \times 100 / 10 \rightarrow L' \geq 20$$

光を発する帯状の標示の表面における平均輝度：20ミリカンデラ毎平方メートル以上

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

6 総合操作盤等

第24 総合操作盤の基準によること。

7 電源及び配線

- (1) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中で開閉器又は点滅器等を設けないこと。
- (2) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないよう設置すること。ただし、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。◆
- (3) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している配電盤又は分電盤若しくは各誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電設備を用いるものにあつてはこれによらないことができる。◆
- (4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の表示をすること。

8 非常電源

- (1) 非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間稼働できる容量以上とすること。
- (2) 次のいずれかに該当する大規模・高層等の防火対象物については、非常電源の容量を60分間以上とすること。

ただし、蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分の通路誘導灯は、当該容量を20分以上とすることができる。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

 - (ア) 延べ面積50,000㎡以上
 - (イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

イ 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のもの

ウ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で乗降場が、地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの。

- (3) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所であること。
- ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては当該附室の出入口）
 - イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
 - ウ 避難階の廊下及び通路（アの避難口に通ずるものに限る。）
 - エ 乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路
 - オ 直通階段
- (4) 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。
- (5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。
- (6) 前(2)ただし書きの蓄光式誘導標識は、次のとおりとする。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性を確保するように措置されている場合は、この限りでない。
- ア 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
 - イ 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。
 - ウ 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が、7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - エ 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
 - オ 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさへぎる公告物、掲示物を設けないこと。

9 防火管理体制等

誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う防火対象物については、消防計画に次に掲げる事項を記載させ適正な防火管理体制等を図ること。

- (1) 点滅又は音声誘導機能の起動・停止方法
- (2) 点灯・消灯方法

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙1

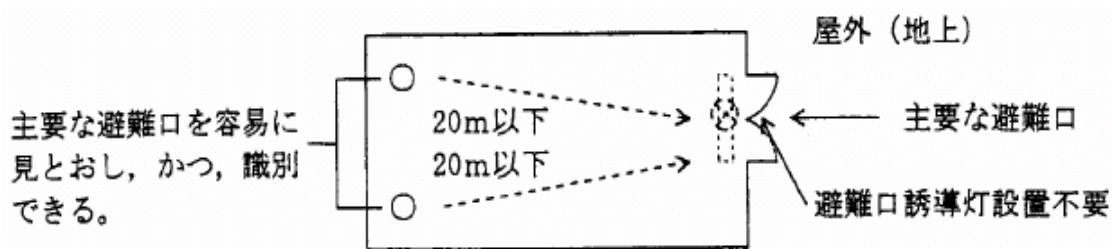
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について (階段又は傾斜路以外の部分)

1 規則第28条の2第1項に定める避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は、次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

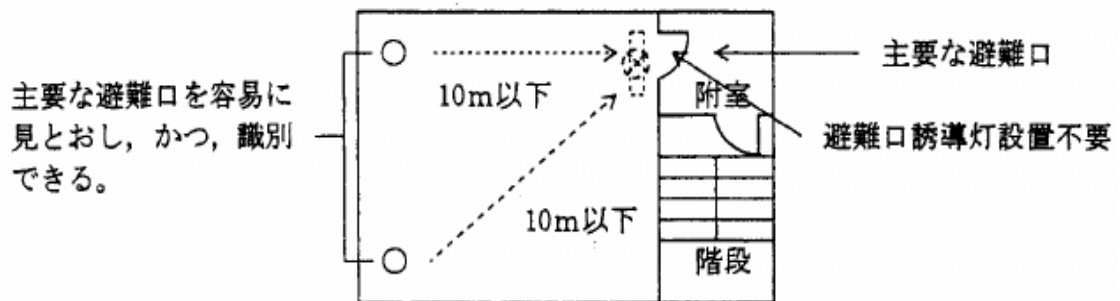
*地階であっても避難階の場合は、該当する。

(例1)



(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

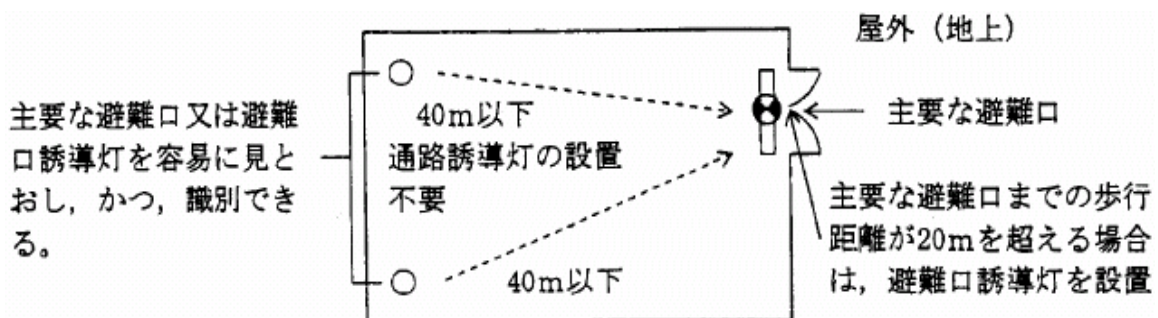
(例2)



2 規則第28条の2第2項に定める通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は、次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

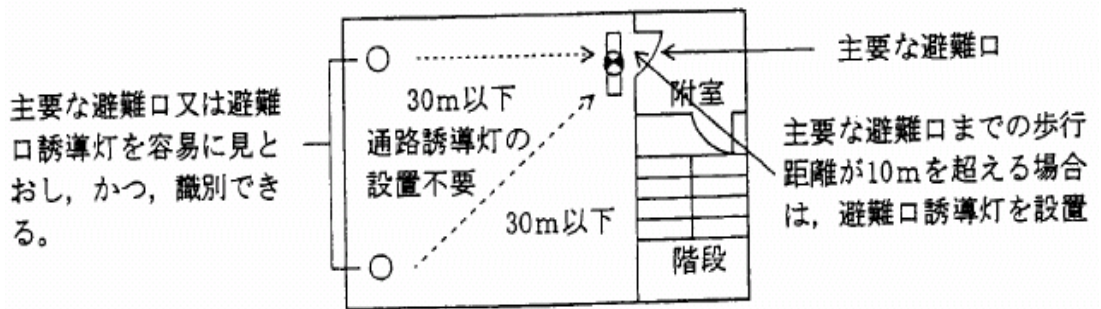
(例3)



(注) ただし、C級にあつては15m、B級（避難の方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m、B級（避難の方向を示すシンボルのないもの）にあつては30m以下とする。

(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

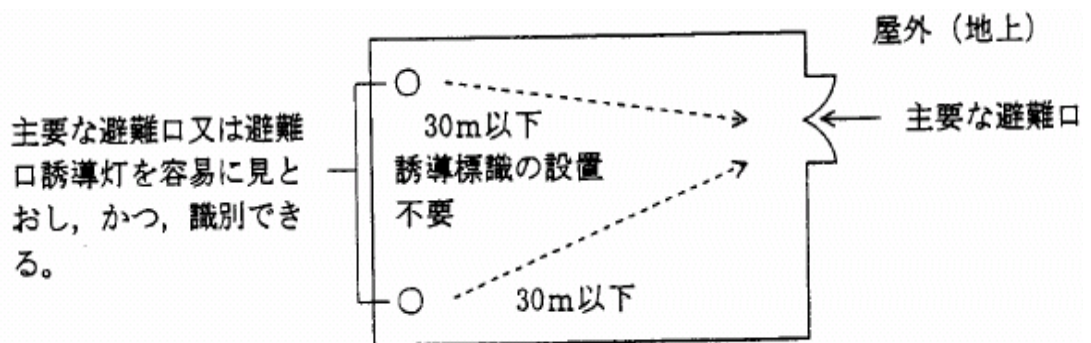
(例4)



(注) ただし、C級にあつては15m、B級（避難方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m以下とする。

3 規則第28条の2第3項に定める誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は、次のとおりである。

(例5)



(注) 避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であつても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

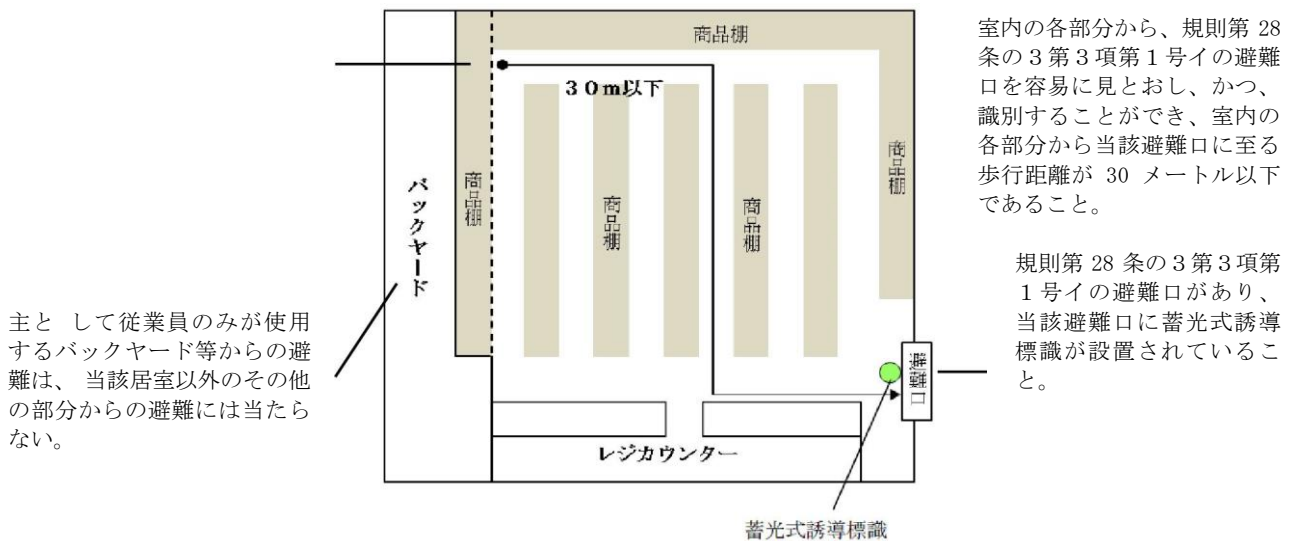
第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙1の2

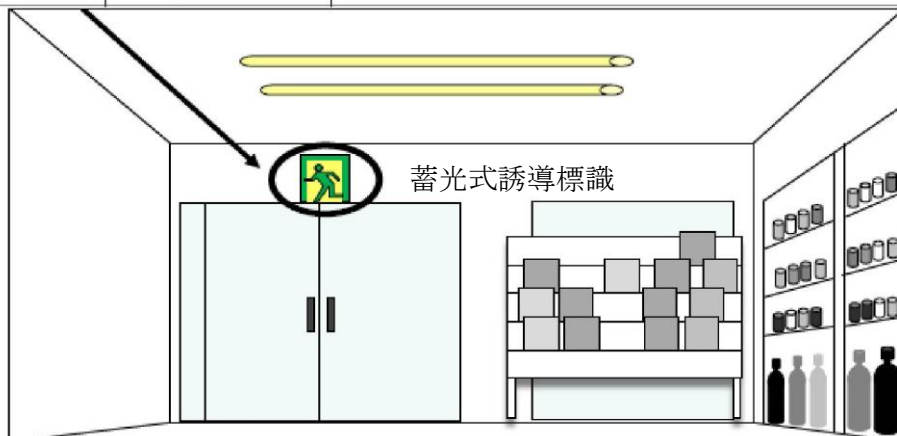
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(避難階にある居室)

1 規則第28条の2第1項第3号に規定する誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。



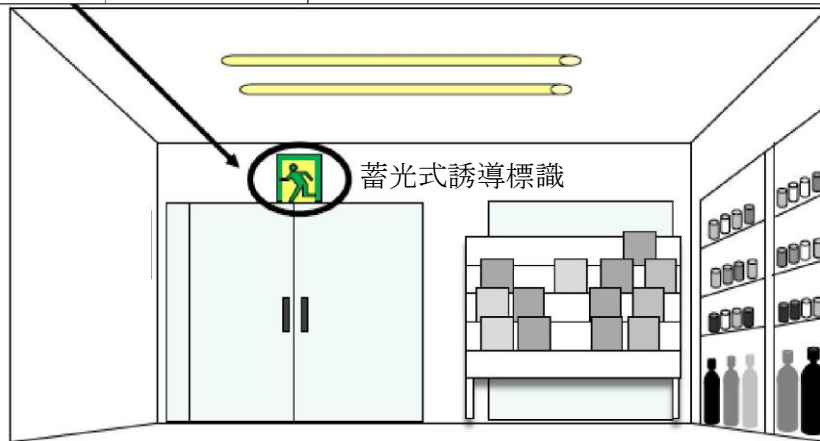
(注) 【例1】 避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル未満となる場合にあっては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。

歩行距離	求められる性能	
15m未満	輝度 (消灯後20分経過した後)	100mcd/m ² 以上



【例2】 避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル以上30メートル以下となる場合にあっては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。また、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを次式により求め、確保すること。

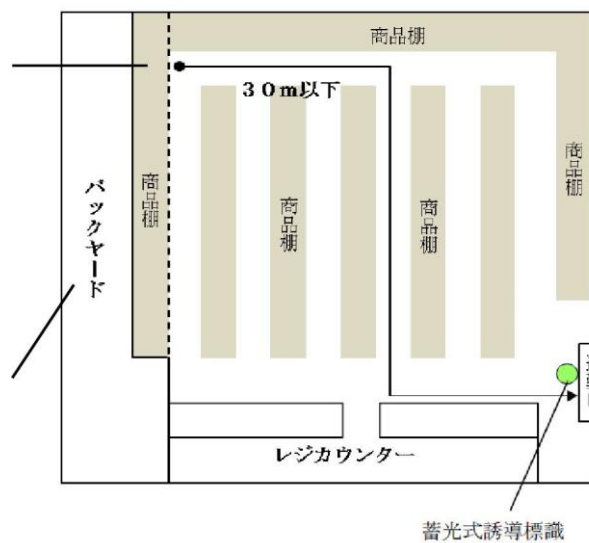
歩行距離		求められる性能
15m以上	輝度 (消灯後20分経過した後)	300mcd/m ² 以上
	表示面の縦寸法	$D \leq 150 \times h$ D: 避難口から当該居室内の最遠までの歩行距離 (m) h: 蓄光式誘導標識の縦寸法 (m)



2 規則第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯及び規則第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

室内の各部分から、規則第28条の3第3項第1号イの避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は、当該居室以外の他の部分からの避難には当たらない。



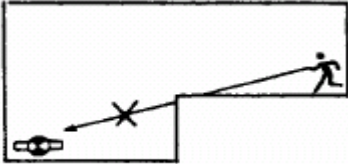
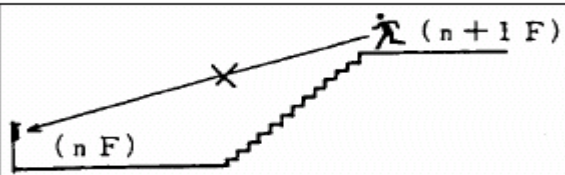
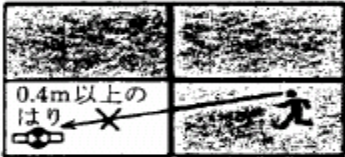
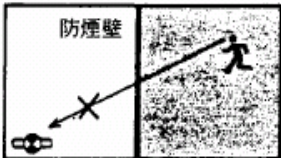
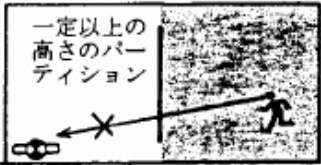
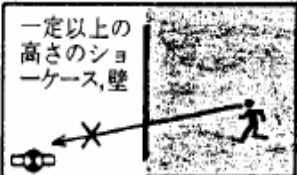

規則第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に避難口誘導灯又は蓄光式誘導標識が設置されている。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

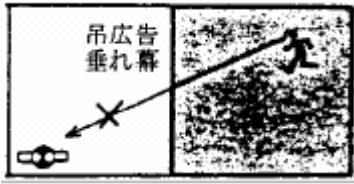
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙2

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合</p>  <p>○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーテーションがある場合</p>  <p>○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>

○吊広告、垂れ幕がある場合



吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。吊り広告を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

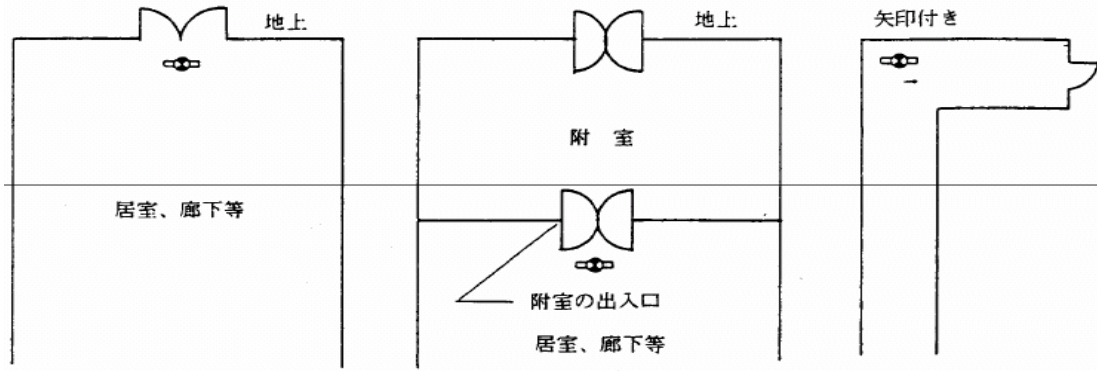
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙3

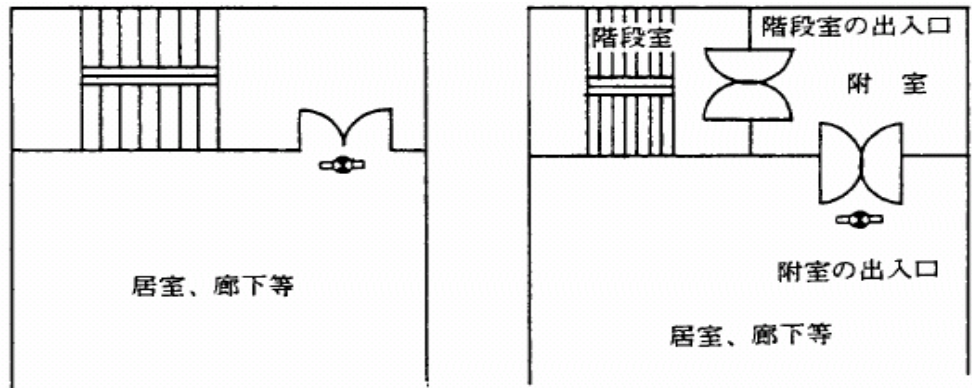
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

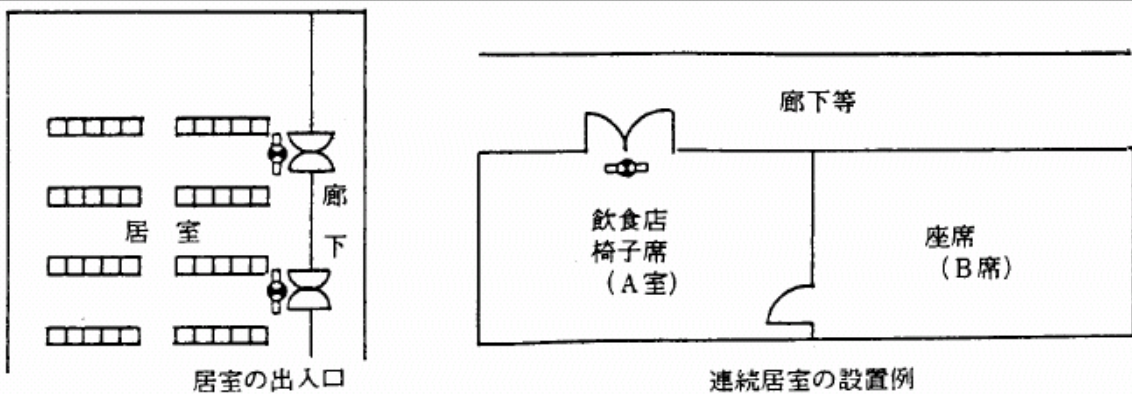
- (1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口
 (附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



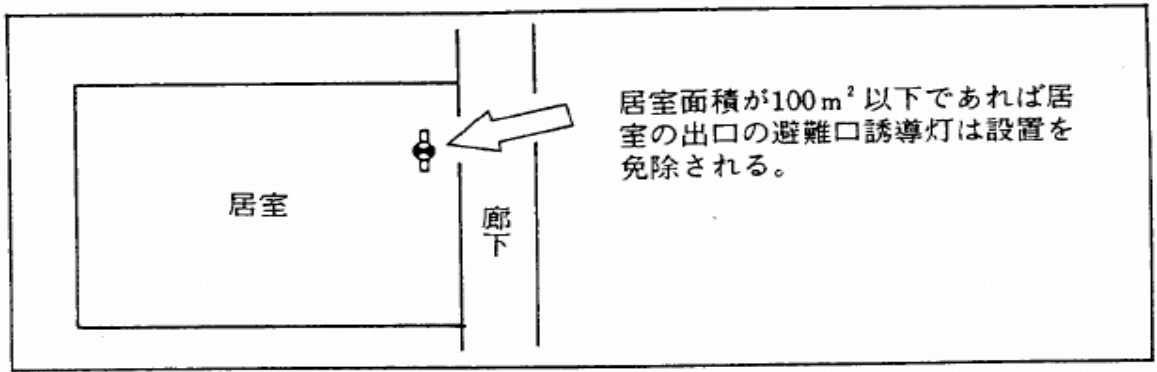
- (2) 直通階段の出入口
 (附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



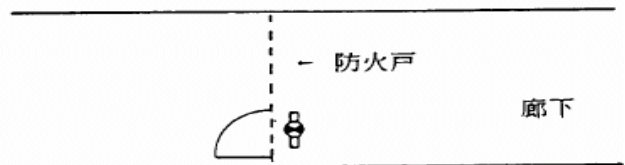
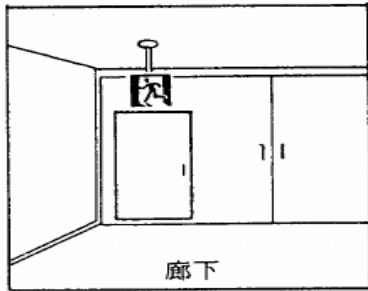
- (3) 前(1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口
 (室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。)



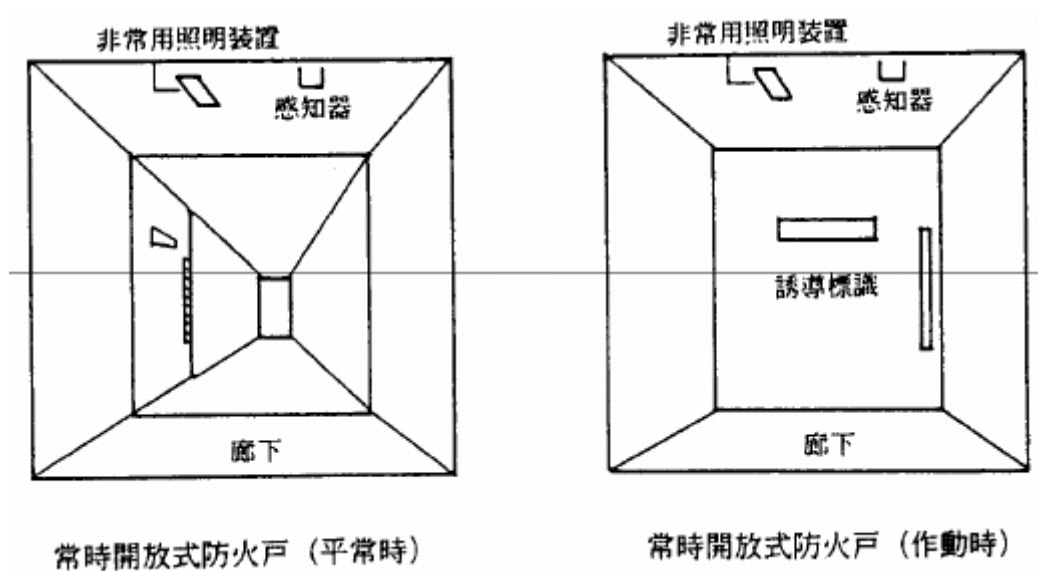
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2



- (4) 前(1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）



避難口誘導灯の設置が除外される例

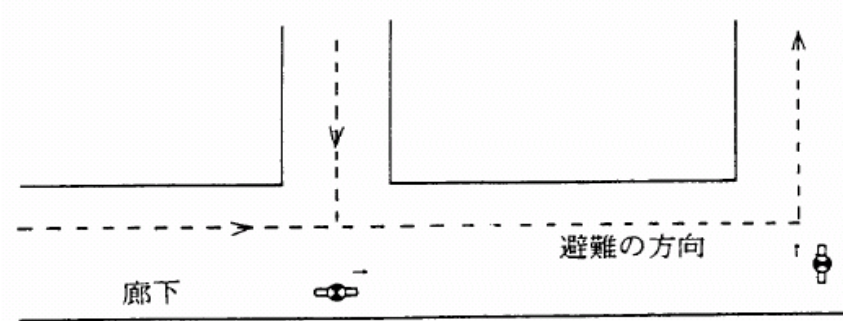


第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

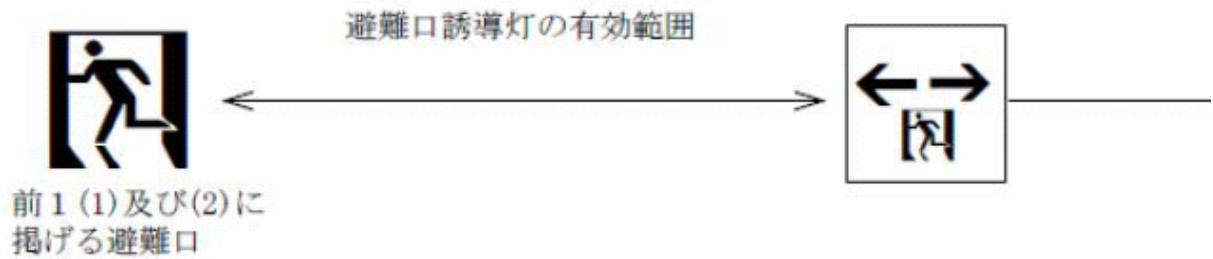
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角

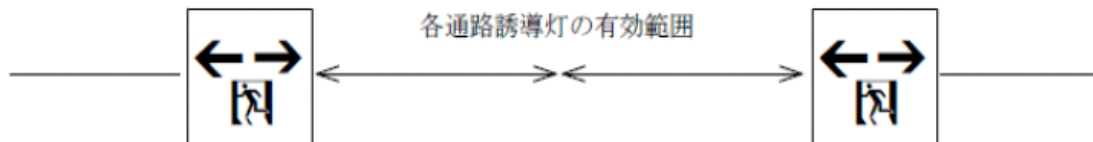


(2) 前1(1)及び(2)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所



(3) 前(1)及び(2)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

ア 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



イ 避難口への廊下又は通路の号部分への通路誘導灯の配置

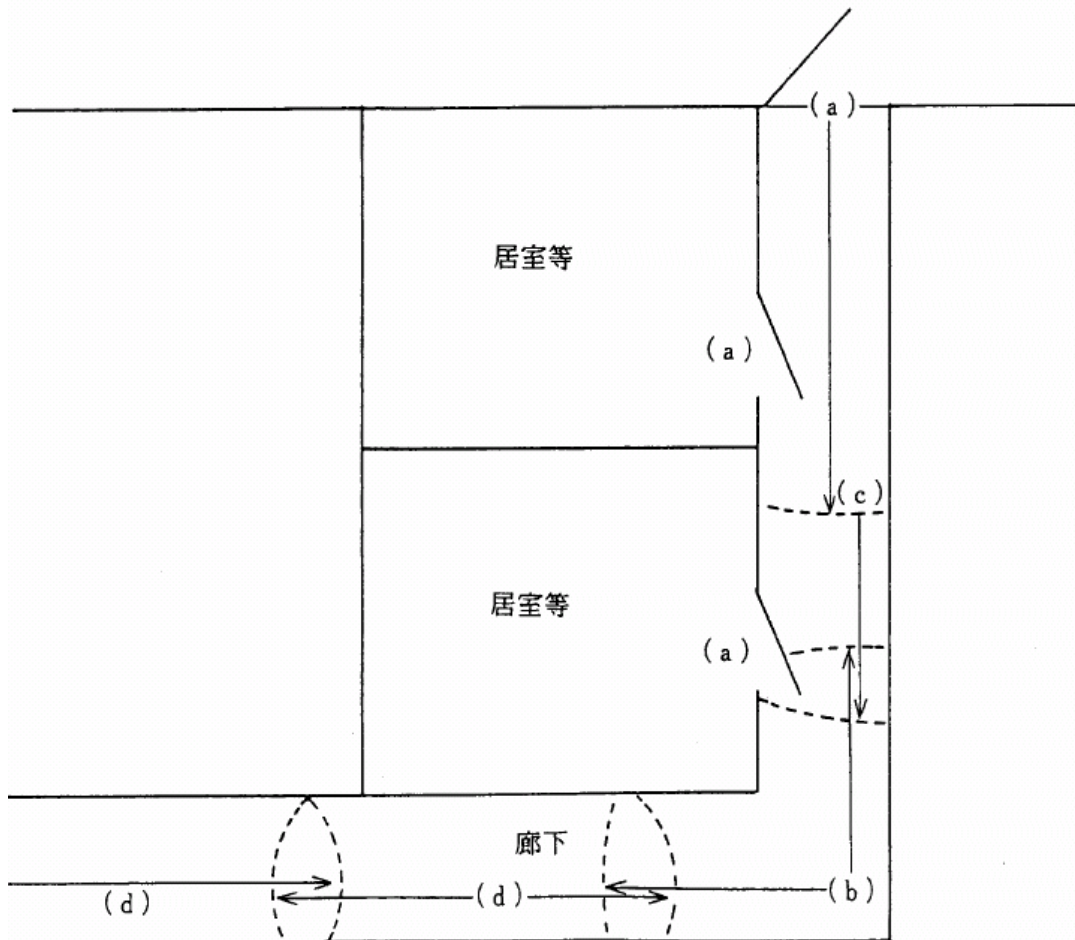


別紙4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける((a))。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける((b))。
- 3 主要な避難口(規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口)に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける((c))。
- 4 廊下又は通路の各部分について、(a)～(c)の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける((d))。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

(例)



第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙4の2

規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定により
誘導灯、蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示等を設置する場合について

図1 規則第28条の3第4項第3号の2により誘導灯を設置した場合

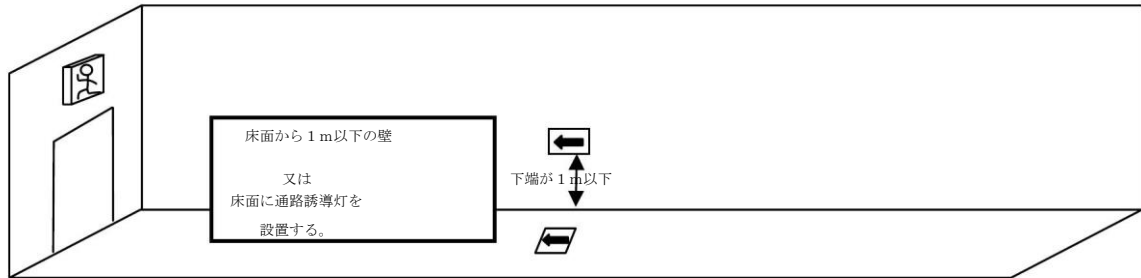


図2 避難口誘導灯の有効範囲で通路を包含できる場合で、通路誘導灯・高輝度蓄光式誘導標識の設置を要しない場合

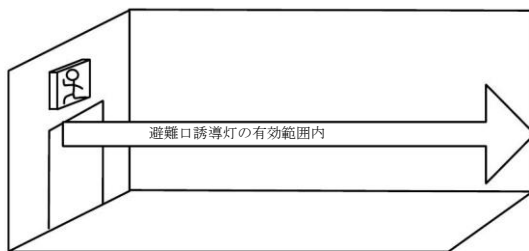
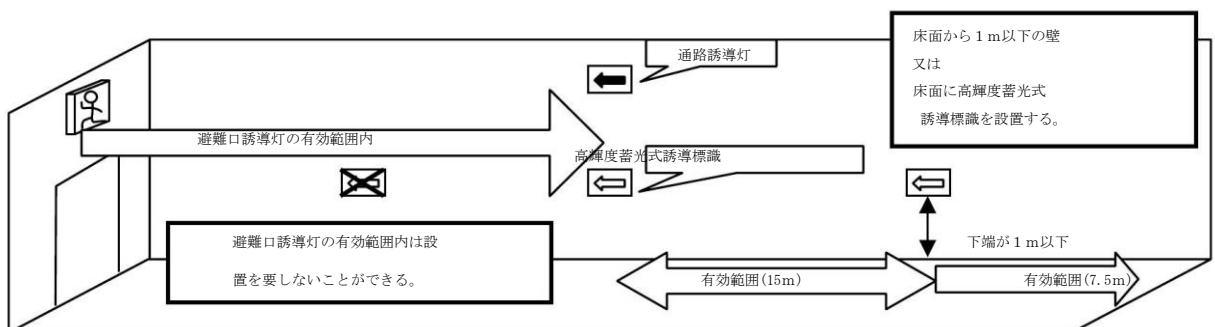
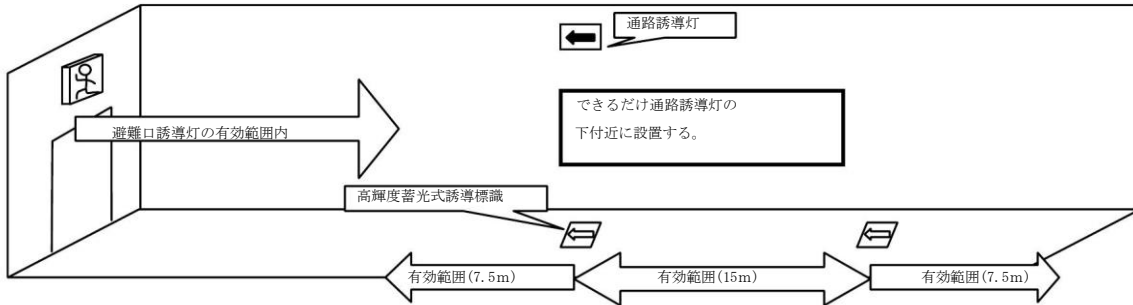


図3 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（床面に設置する場合も同様）



※高輝度蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示はあくまで通路誘導灯を補完するものであるため避難口誘導灯の有効範囲内は設置を要しないことができる。（図3から図6において同様）

図4 図3以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（壁に設置する場合も同様）



※蓄光式誘導標識の設置位置はできるだけ通路誘導灯の下付近に設置することが望ましいため、通路誘導灯の設置位置を基準に蓄光式誘導標識の設置位置を決定していく。（図3から図6において同様）

図5 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（床面に設置する場合も同様）

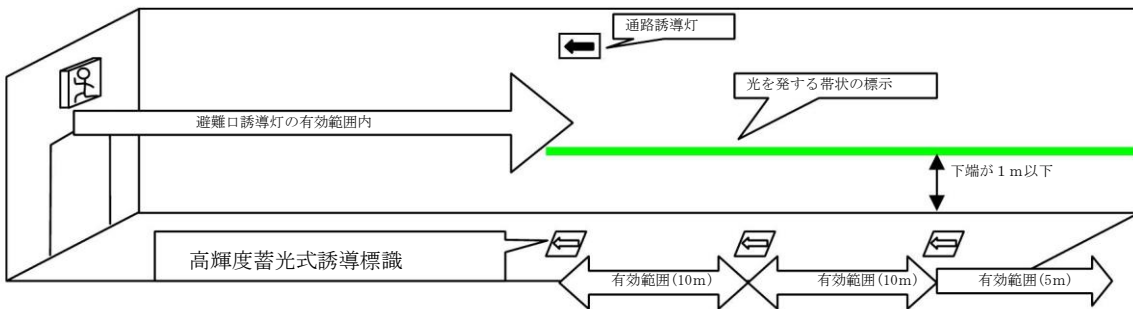
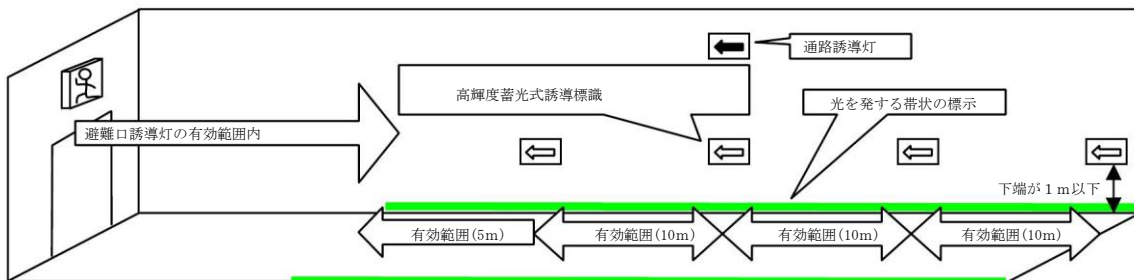


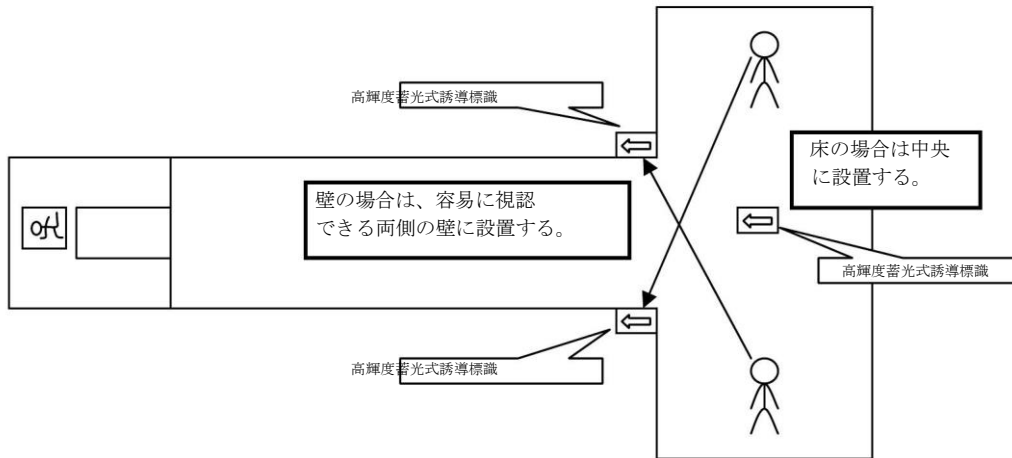
図6 図5以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（壁に設置する場合も同様）



第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

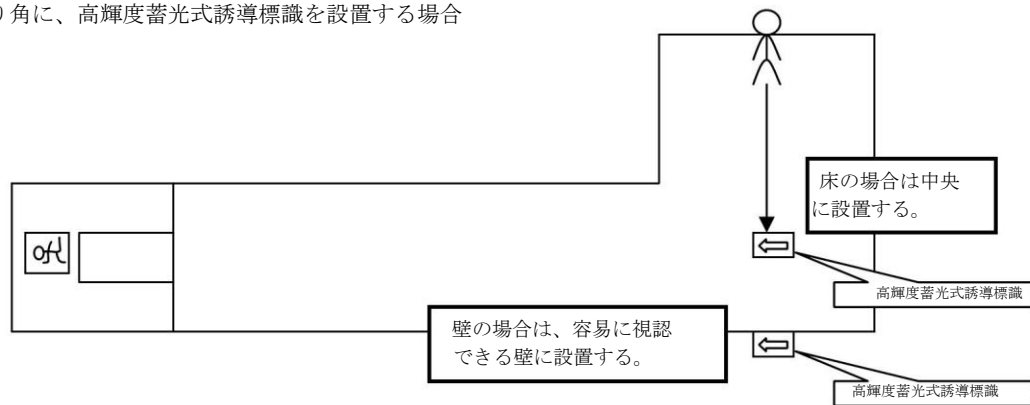
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

図7 T字路（又は十字路）に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



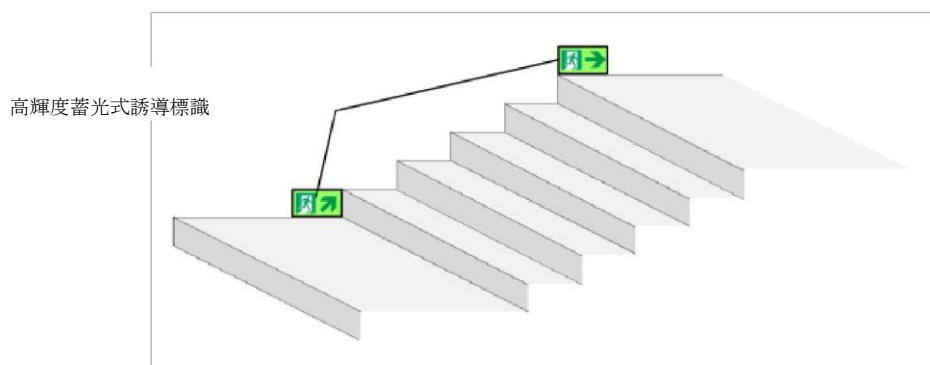
※ T字路（又は十字路）の壁に高輝度蓄光式誘導標識等を設置する場合は、どちら側から避難してきても高輝度蓄光式誘導標識を視認できるように両側の壁に設置します。また、光を発する帯状の標示等を設置する場合も、T字路（又は十字路）には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図8 曲がり角に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※光を発する帯状の標示等を設置する場合も、曲がり角には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図9 階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に設ける。また、標識上の「避難の方向を示すシンボル」（平成11年告示第2号別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

別紙5

誘導灯の消灯対象

誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

1 無人の防火対象物

(1) 休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続される防火対象物（防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなす。）

(2) 無人倉庫等

2 外光（自然光）により避難口又は避難の方向が識別できる場所

誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分（当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要がある。）

3 利用形態により特に暗さが必要である場所

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次票の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間中に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(1) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物にあっては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(2) 令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分

(3) 常時施錠されている電機室、機械室、倉庫等

別紙6

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
① 当該防火対象物が無人である場所	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
②「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
③「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
④「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれか

の方法を適宜選択すればよいこと。

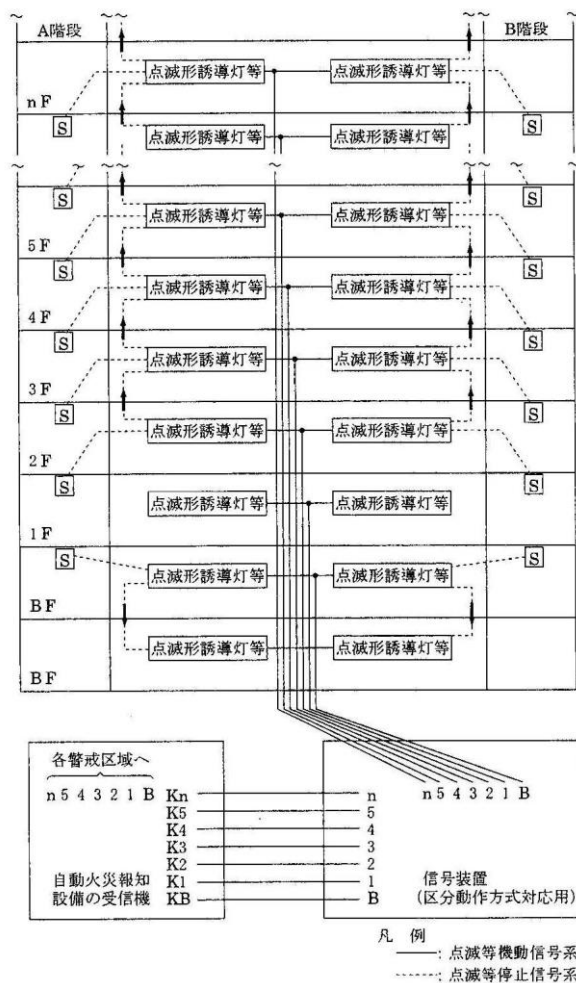
なお、自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

別添

第1図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例



別紙7

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が、火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分において、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられた煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。
また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置・音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合においては、この限りでない。

別紙8

宮崎市福祉のまちづくり条例施行規則 別表第2 (抜粋)

<p>19 緊急時の設備</p>	<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条第1項の規定により避難口誘導灯を設置する防火対象物で、用途面積が1,000㎡以上の対象施設は、点滅型誘導音付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯（以下「点滅型誘導音付誘導灯等」という。）を設けること。ただし、視覚障害者又は聴覚障害者を常時勤務する者により避難誘導することができる場合、視覚障害者又は聴覚障害者の避難上支障がない場合その他建築物の立地状況又は用途から点滅型誘導音付誘導灯等を設けることが必要でない、又は適当でない場合においては、この限りでない。</p>
------------------	---

別紙9

高輝度蓄光式誘導標識の耐摩耗性、耐水性の試験方法及び判定基準

試験項目	試験方法	判定基準
耐摩耗性	<p>1 床用の試験は、JIS A1451（建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法）の規定による回転円盤式の試験を1,000回転行う。</p> <p>2 1m未満の壁用の試験は、JIS H 8682-1（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜の耐摩耗性試験方法—第1部：往復運動平面摩耗試験）によって研磨紙CC#320を用い、摩耗回数（ダブルストローク）を600回行う。</p>	<p>試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。</p>
耐水性	<p>試験体を20 ± 5℃の水中に24時間浸した後取り出し、室内に1時間放置する。</p>	<p>試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。</p>

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

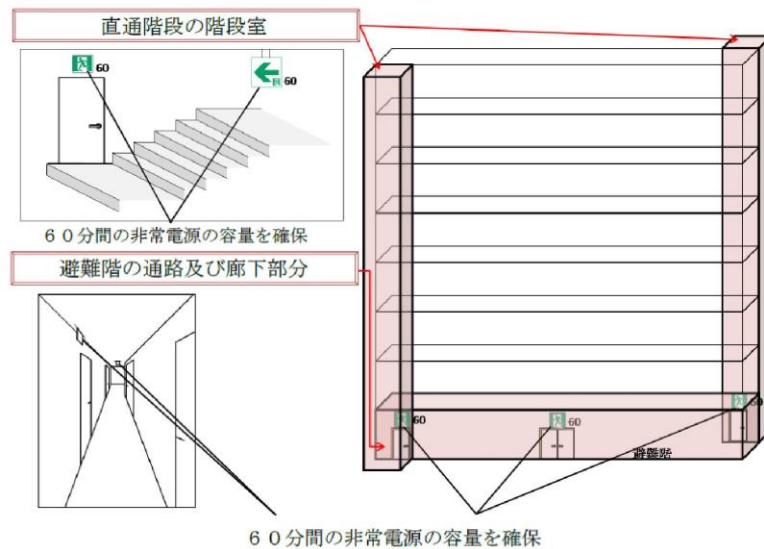
第2節 各論 第17 誘導灯及び誘導標識

別紙10

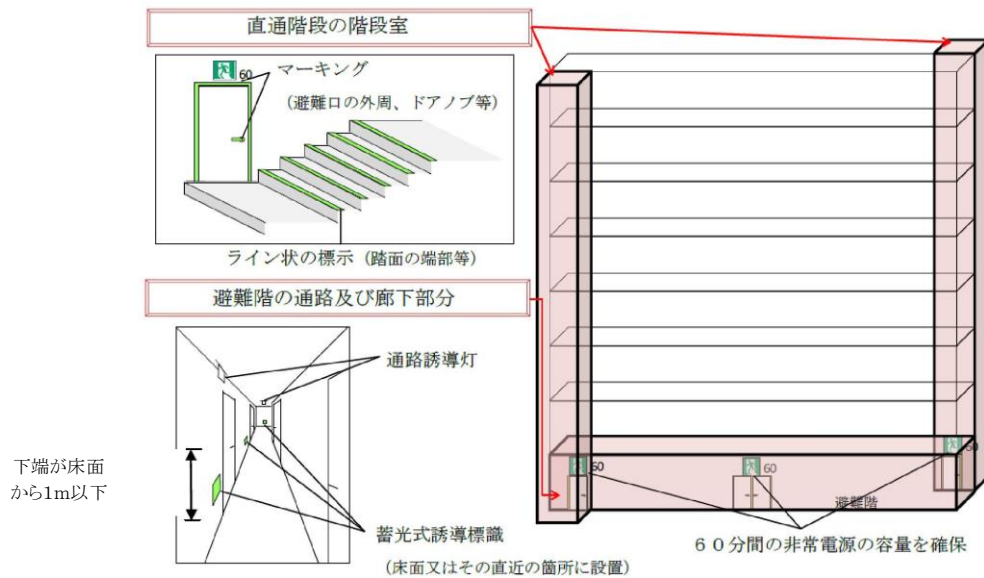
誘導灯の非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路

1 大規模・高層対象物の場合

(1) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合



(2) 蓄光式誘導標識を設置し、通路誘導灯の非常電源の容量を20分間確保する場合

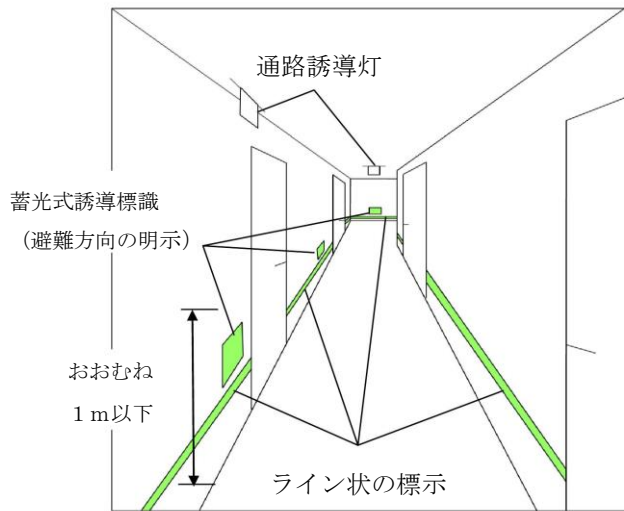


【凡例】

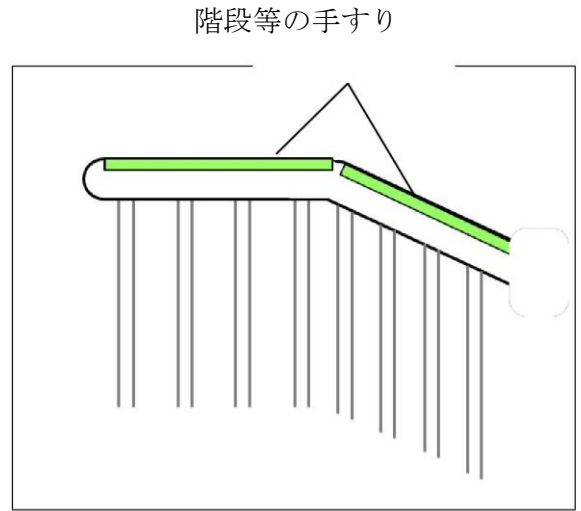
- 60 避難口誘導灯 (60分間の非常電源を確保)
- 60 通路誘導灯 (60分間の非常電源を確保)
- 20 通路誘導灯 (20分間の非常電源を確保)
- 高輝度蓄光式誘導標識

2 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示（イメージ）

(1) 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の参考例



(2) 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の参考例



(3) 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例

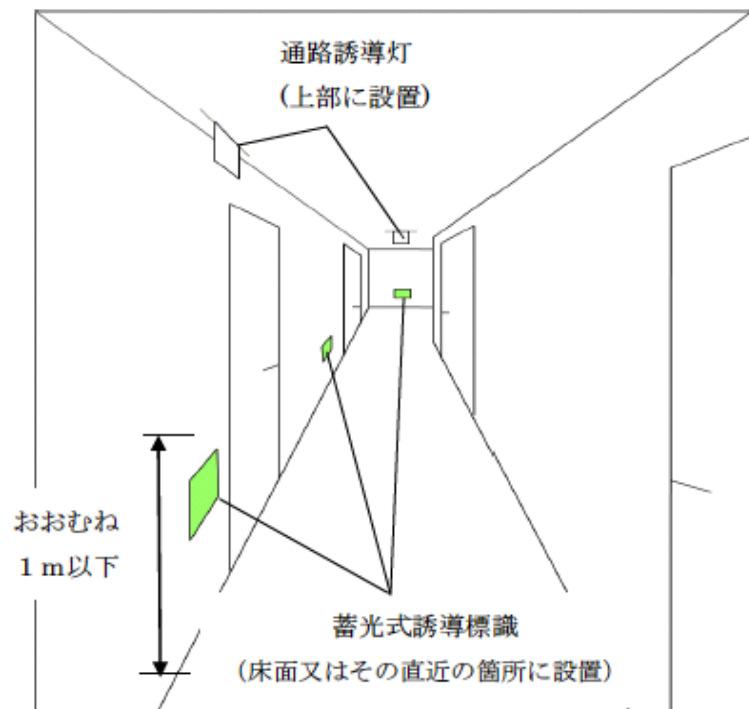
(a) 上り階段であることを示すシンボル



(b) 下り階段であることを示すシンボル



(4) 個室型遊興店舗【通路上の煙の滞留を想定した床面などへの誘導表示関係】



参考 通路誘導灯を床面又はその直近の避難上有効な箇所に設ける場合 (=蓄光式誘導標識を設置しない場合) の設置イメージ

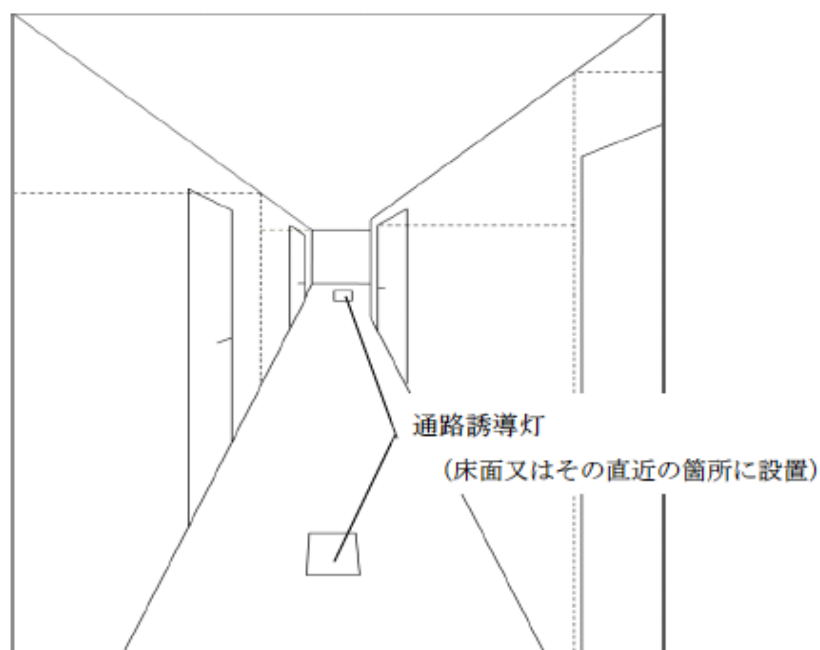


表 1

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

○蓄光式誘導標識の型式等： ○○○○○
○光源となる照明器具の種類： 蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
○照明器具の型式等： ○○○○○○
○測定機器の型式等
・測定機器：○○○○○
・紫外線強度計：○○○○○
・輝度計：○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度 (μW/cm ²)	20分後の輝度 (mcd/m ²)
15	○. ○	○. ○
25	○. ○	○. ○
50	○. ○	○. ○
100	○. ○	○. ○
200	○. ○	○. ○
300	○. ○	○. ○
400	○. ○	○. ○
500	○. ○	○. ○
600	○. ○	○. ○
700	○. ○	○. ○
800	○. ○	○. ○
900	○. ○	○. ○
1000	○. ○	○. ○

※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JISC1609-1の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。

※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。

※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。

※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、

○ 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、

○ 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。

※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

第18 消防用水（令第27条関係）

1 消防用水の形態等

消防用水は、防火水槽又はプールその他これらに類する形態（河川、海等は、原則として除く。）を有するものとする。

2 構造等

(1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水

ア 消防用水に設ける吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上のものとし、所要水量が80m³未満のものにあつては1個以上、80m³以上のものにあつては2個以上設けること。◆

イ 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）に規定される呼称75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第18-1表によること。

所要水量	40 m ³ 未満	40～120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

第18-1表

ウ 採水口に接続する配管は、第2 屋内消火栓設備 3の規定を準用するほか、次によること。

(ア) 呼び径は、80A以上とすること。◆

(イ) ろ過装置を取り付けること。◆

(ウ) 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

(エ) 配管の摩擦損失水頭に採水口からの落差を加えた数値が、6.6m未満となるように配管口径を算定すること。

(オ) 埋設配管等は、第2 屋内消火栓設備 3 (20)の規定を準用すること。ただし、塩化ビニルライニング鋼管（継手を含む。）等を次により利用することができる。

a 鋼管及び管継手は、日本水道協会規格K116（水道用硬化塩化ビニルライニング鋼管）、K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）又はK150（水道用ライニング鋼管管端防食継手）と同等以上のものを使用すること。

なお、K117（水道用樹脂コーティング管継手）を使用する場合は、管端の防食措置を確実に行わせるよう留意すること。

b 溶接加工等著しく熱の伴う加工は行わないこと。

c 火災時の影響を受けるおそれが少ない場所に設置すること。

d 水槽内へ設置する配管の管端防食措置を確実に行わせること。

エ 採水口は、地盤面から高さが0.5m以上1.0m以下又は地盤面下0.3m以内の位置に設けること。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第18 消防用水

オ 採水口には、覆冠等を取り付けること。◆

カ 採水口は、認定品を設けること。◆

(2) 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次により加圧送水装置及び採水口を設けた場合は、令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用したうえで、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

ア 消防用水の所要水量が、地盤面下4.5mを超える部分にある場合は、加圧送水装置及び採水口を設けること。

イ 加圧送水装置は、第2 屋内消火栓設備2の規定を準用するほか、次によること。

(ア) 加圧送水装置の位置は、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

(イ) 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第18-2表によること。

所要水量	40 m ³ 未満	40～120 m ³ 未満	120 m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1、100 L/min	2、200 L/min	3、300 L/min
採水口の数	1 個	2 個	3 個

第18-2表

(ウ) 加圧送水装置の全揚程は、前(イ)に定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

ウ 水源は、第2 屋内消火栓設備1の規定を準用すること。

エ 起動装置は、次によること。◆

(ア) 起動装置は、採水口及び防災センター等からの遠隔起動とすること。ただし、採水口付近に起動装置が設置できない場合は、採水口と防災センター等の間に直通通話装置を設けること。

(イ) 採水口の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示灯を設けること。

なお、採水口の直近に設ける表示灯については、原則、赤色とし点滅することによって加圧送水装置の起動が確認できるものとする。

オ 採水口及び配管は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)に規定される呼称65の差し口に適合する単口とし、前(1)ウからカまでを準用すること。

(3) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

ア 採水口からの吐出圧力が、0.15MPa未満の場合

(ア) 採水口及び配管は、前(1)ウ～カを準用すること。

(イ) 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(ウ) 貯水槽等の設置場所、設置機器、水源については、第2 屋内消火栓設備1の規定を準用すること。

イ 採水口からの吐出圧力が、0.15MPa 以上の場合

- (ア) 採水口及び配管は、前(2)オを準用すること。
- (イ) 貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数は、前(2)イを準用すること。
- (ウ) 貯水槽等の設置場所、設置機器、水源については、第2 屋内消火栓設備1の規定を準用すること。
- (エ) 配管等の摩擦損失計算等は、第2 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。
- (オ) 採水口からの吐出圧力が1.6MPa を超えないための措置は、第2 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。

3 表示等

- (1) 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に第18-1図の例により標識を設置することとし、「消防用水」の表示とともに当該消防水の容量を併記すること。
- (2) 吸管投入孔の蓋は、鉄蓋等を取り付けることとし、表面には「吸管投入孔」と表示することとし、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。
- (3) 採水口には、「消防用水採水口」と表示すること。
- (4) 前2(2)により加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口付近に当該加圧送水装置の起動方法を表示すること。
- (5) 地上に消防用水採水口を設置した場合は、ゼブラゾーン等を設けて駐車等を禁止とし、消防用水採水口を塞がないような措置を講ずること。

4 水量

一の消防用水は、40m³以上の水量とすること。◆

5 蓄熱槽水との兼用

消防用水を空調用蓄熱槽水と兼用する場合は、上記のほか次によること。

- (1) 温度は、概ね40℃以下であること。
- (2) 水質は、原水を上水道水とするなど、消防活動上支障がないものであること。
- (3) 吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱水槽部分のうち水温の低い部分に設けること。
- (4) 採水口は、ポンプ自動車は2m以内に接近できる位置に設けること。
- (5) 吸管投入孔及び採水口の付近には、見やすい個所に次の事項を掲示すること。
 - ア 消防用水である旨
 - イ 採水可能水量
 - ウ 注意事項
- (6) 採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱水槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするため、電磁棒又はフート弁等により有効水量を確保するなど、必要な措

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第2節 各論 第18 消防用水

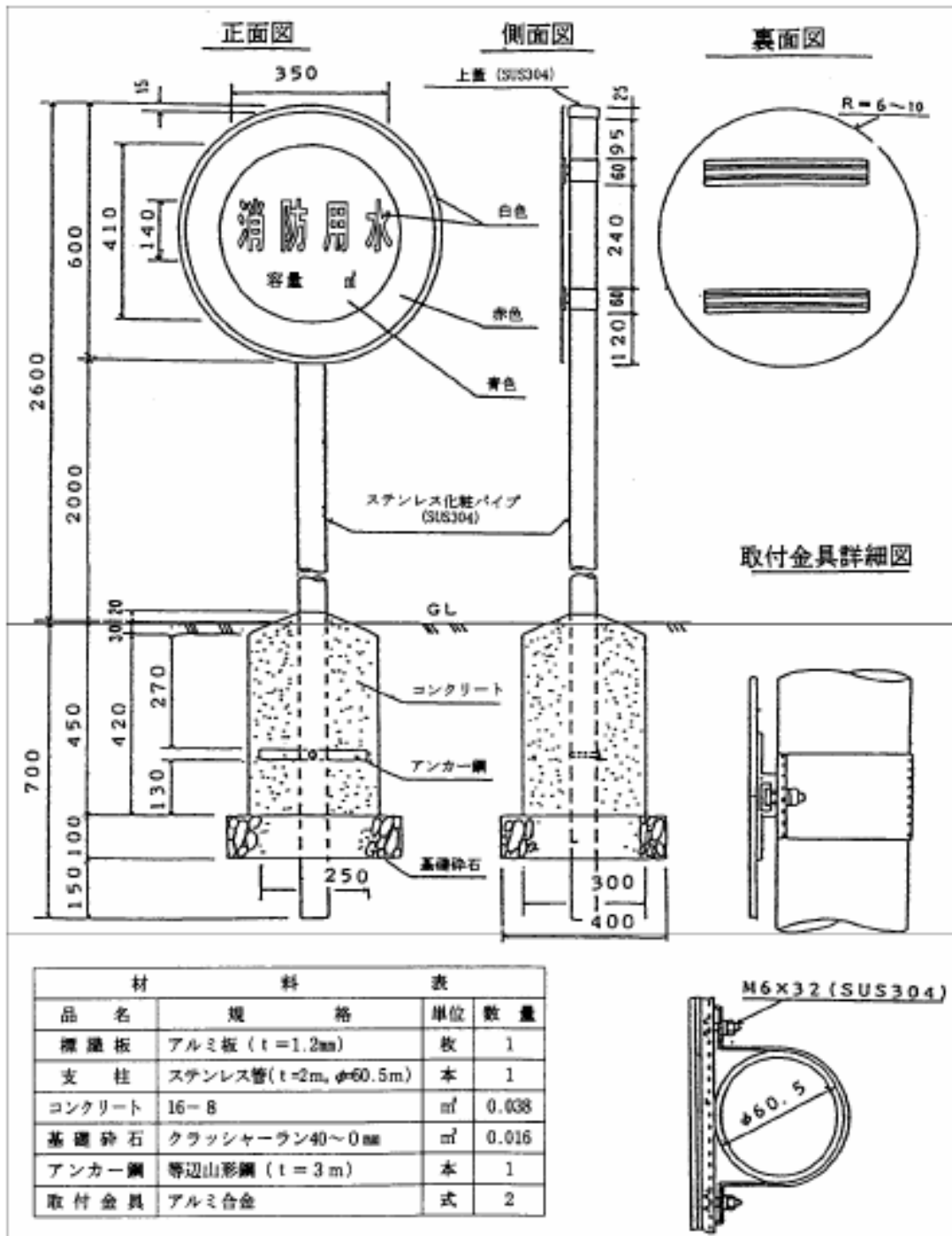
置が講じられていること。

なお、消防用水としての使用可能量については関係者と協議して決定すること。

(7) 消火設備の水槽又は指定消防水利として使用する場合には、次によることとし、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。

ア 他の消火設備の水源と兼用する場合は、それぞれの規程水源水量を加算して得た量以上を確保すること。

イ 消防水利と兼用する場合は、消防水利又は消防用水それぞれの必要量のうち、大なるものの水量以上を確保すること。



消防用水標識参考図 (第18-1図)

※ 消防水利の標識とする場合は、「消防用水」及び「容量」の部分を「消防水利」に改めること。